

第 1 回

高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成 24 年 2 月 7 日 (火)
9:30 ～ 12:00

場 所 高知市本町 5 - 6 - 42
高知会館 3 階 平安の間

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部長 石 井 一 生

3 委員の紹介

4 委員会の設置及び運営について

5 委員長選出

6 議題

(1) 公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込みに
ついて

(2) 県の入札契約制度の概要について

(3) 今後の談合防止対策について

(4) その他

7 閉会

高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～26. 3. 31

委員氏名	役 職 等	備 考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元(財)21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
下元 敏晴	弁護士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報審査会委員
山本 洋子	(有)瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph. D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月1日知事決定）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 24 日から施行し、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込みについて

1. 経緯

(1) 公正取引委員会立入検査

① 平成23年12月6日(火)

- ・公正取引委員会が、県内の複数の建設業者と高知県建設業協会に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反の疑いで立ち入り検査を実施(報道によると30数社)

② 平成23年12月7日(水)

- ・公正取引委員会から県に対して、入札契約制度に関する規程や工事関係書類の提出について協力要請があり、提出。

(2) 今後の見込み

- ・他県の事例では、立入検査から1年程度で結果判明。

	建設業者等への 立入検査	県等への 調査	公正取引委員会 の行政処分	県による 指名停止
山梨県	H22.3.24、25	H22.4.1	H23.4.15	H23.4.27
石川県	H22.7.14、15	H22.7.15	H23.10.6	H23.10.17
茨城県	H22.9.7	H22.9.7	H23.8.4	H23.8.8

2. これまでの対応

(1) 法令遵守の徹底

- ・高知県建設業協会ほか関係団体に法令遵守の徹底を要請(12月14日通知)

(2) 誓約書の提出を義務化(独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領:12月15日通知)

- ・新たに契約するものについては誓約書の提出を義務付け、提出がない場合は契約しない。
- ・契約済みのものについても誓約書の提出を要請
- ・対象:建設工事、建設コンサルタント業務などの委託業務

3. 今後の対応

高知県談合防止対策検討委員会を設置し、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、次の項目など談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等についてご意見をいただき、それを踏まえた談合防止対策を実施する。

- (1) さらなる法令遵守の徹底
- (2) 談合情報対応マニュアルの改訂
- (3) 独占禁止法違反に対するペナルティの強化
- (4) 入札契約制度の見直し

高知県における建設業の状況

1. 許可業者数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
許可業者数	3,923	3,833	3,779	3,796	3,808	3,672	3,523	3,367	3,363	3,348	3,239
うち土木	1,607	1,622	1,627	1,616	1,616	1,562	1,498	1,428	1,389	1,355	1,307
うち建築	1,307	1,259	1,233	1,240	1,240	1,185	1,135	1,090	1,109	1,118	1,086

○数値は各年度当初

2. 公共事業費の推移（西日本建設業保証（株）資料）

億円

区 分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
公共事業費	3,757	2,990	2,504	2,380	1,990	1,665	1,562
比率	100	79.9	66.6	63.3	53.0	44.3	41.8

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
公共事業費	1,358	1,108	1,109	1,131	1,456	1,213
比率	36.1	29.5	29.5	30.1	38.8	32.3

○数値は、西日本建設業保証（株）の保証請負金額（国、県、市町村、独立行政法人等の発注）

○比率は、H10を100とした場合の比率

3. 就業者数（国勢調査／産業別大分類）の推移

区 分	H7	H12	H17
全産業	409,277	393,820	370,395
建設業	47,102	47,313	38,073
建設業の占める割合	11.5%	12.0%	10.3%

○H12～H17の5年間で約9千人の減 H22はH24.11公表予定

<参考>

建設業の雇用保険適用事業所数と被保険者数の推移（高知労働局提供資料）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
適用事業所数	2,639	2,577	2,566	2,482	2,421	2,307	2,211	2,161	2,141
被保険者数	20,401	19,019	18,521	17,291	15,814	14,992	14,029	14,101	13,942
割合	11.6%	10.9%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	7.8%	7.6%

○数字は各年4月末。割合は全産業に占める被保険者数の割合。8年間で約8千人の減

4. 完成工事高営業利益率の推移（西日本建設業保証（株）資料）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
完成工事高営業利益率	-0.15%	-1.29%	-1.32%	-3.43%	-3.54%	-3.27%	-0.29%

○完成工事高営業利益率＝（完成工事高－完成工事原価－販売費及び一般管理費）／完成工事高

5. 県内倒産件数の推移（（株）東京商工リサーチ資料）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全産業	95	74	72	104	84	82	69	52	35
建設業	32	20	29	41	36	34	23	20	14
建設業の割合	33.7%	27.0%	40.3%	39.4%	42.9%	41.5%	33.3%	38.5%	40.0%

○負債総額1千万円以上、各年度（4月～3月）の集計。H23は4月～12月の計

平成23年度建設工事入札参加資格者

1 県内建設業者ランク別事業者数（各年度当初）

区分	ランク	H22	H23	増減
土木一式	A	19	25	6
	B	210	217	7
	C	331	327	-4
	D	429	404	-25
	計	989	973	-16
建築一式	A	77	85	8
	B	96	99	3
	C	104	93	-11
	D	125	116	-9
	計	402	393	-9
大工	A	0	0	0
	B	27	30	3
	計	27	30	3
左官	A	0	1	1
	B	7	8	1
	計	7	9	2
とび・土 工・コン クリート	A	66	78	12
	B	682	682	0
	計	748	760	12
石	A	1	1	0
	B	154	154	0
	計	155	155	0
屋根	A	0	0	0
	B	29	32	3
	計	29	32	3
電気	A	44	50	6
	B	144	142	-2
	計	188	192	4
管	A	43	51	8
	B	363	345	-18
	計	406	396	-10
タイル・ レンガ・ ブロック	A	0	0	0
	B	18	20	2
	計	18	20	2
鋼構造物	A	12	13	1
	B	241	253	12
	計	253	266	13
鉄筋	A	0	0	0
	B	8	7	-1
	計	8	7	-1
ほ装	A	35	40	5
	B	469	469	0
	計	504	509	5
しゅんせ つ	A	8	9	1
	B	271	271	0
	計	279	280	1

区分	ランク	H22	H23	増減
板金	A	0	0	0
	B	7	7	0
	計	7	7	0
ガラス	A	0	0	0
	B	8	9	1
	計	8	9	1
塗装	A	9	16	7
	B	157	147	-10
	計	166	163	-3
防水	A	1	3	2
	B	68	65	-3
	計	69	68	-1
内装仕上	A	1	2	1
	B	34	38	4
	計	35	40	5
機械器具 設置	A	6	9	3
	B	56	61	5
	計	62	70	8
熱絶縁	A	0	0	0
	B	4	4	0
	計	4	4	0
電気通信	A	6	9	3
	B	46	43	-3
	計	52	52	0
造園	A	15	14	-1
	B	215	208	-7
	計	230	222	-8
さく井	A	2	3	1
	B	23	21	-2
	計	25	24	-1
建具	A	0	0	0
	B	15	17	2
	計	15	17	2
水道施設	A	32	35	3
	B	583	572	-11
	計	615	607	-8
消防施設	A	1	1	0
	B	39	42	3
	計	40	43	3
清掃施設	A	0	0	0
	B	3	3	0
	計	3	3	0

区分	H22	H23	増減
延べ業者数	5,344	5,351	7
実業者数	1,540	1,505	-35

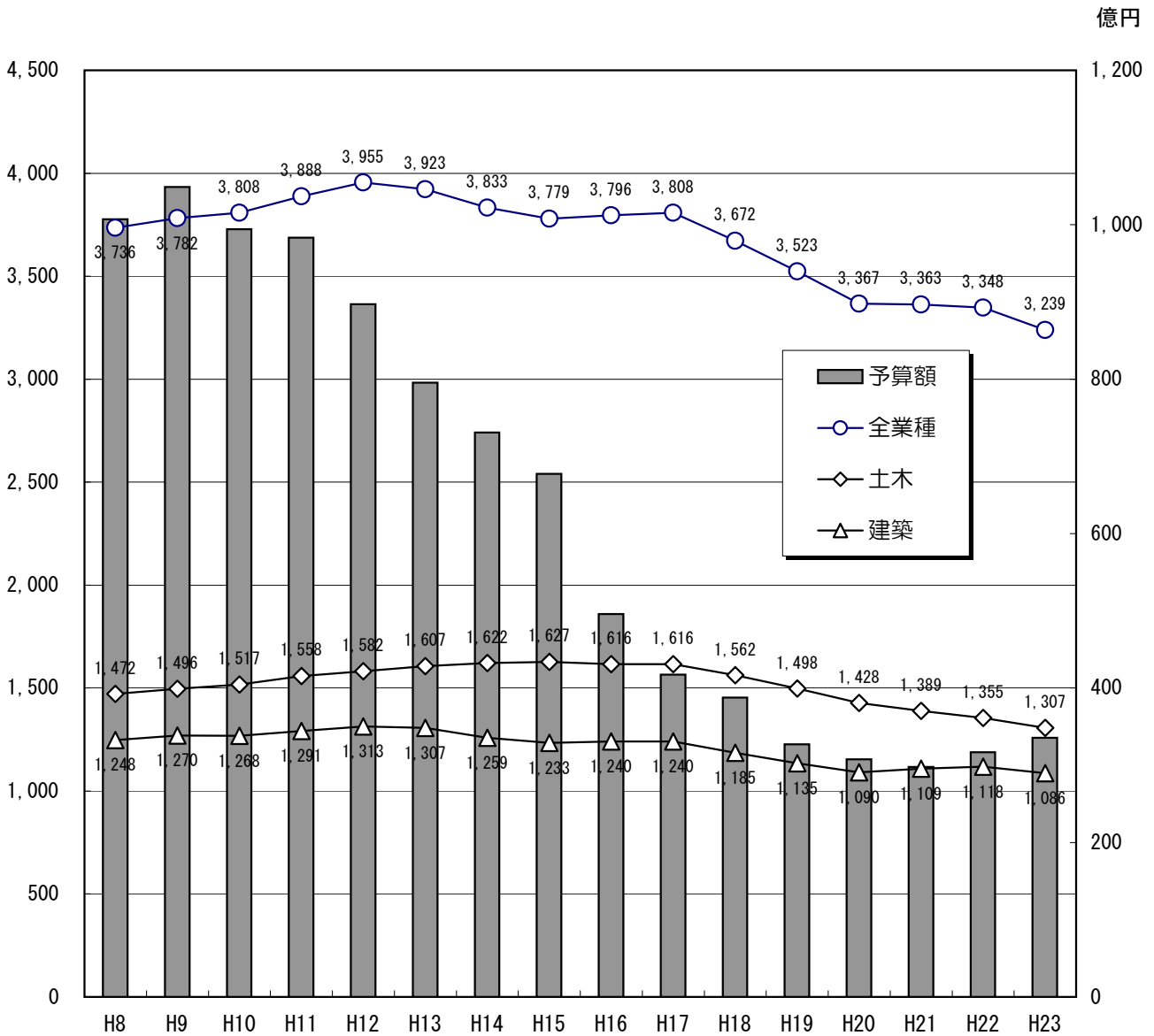
2 格付基準（21年度からの変更なし）

	A	B	C	D
土木一式	1200点以上	1199～880点	879～660点	659点以下
建築一式	760点以上	759～660点	659～570点	569点以下
その他	790点以上	789点以下	—	—

3 土木一式工事における事業者数の推移

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
A	209	30	31	31	17	19	18	20	19	25
B	437	209	207	217	215	246	221	217	210	217
C	324	570	588	593	522	469	432	352	331	327
D	284	454	428	395	439	413	415	433	429	404
計	1,254	1,263	1,254	1,236	1,193	1,147	1,086	1,022	989	973

高知県の建設業許可業者数と当初予算の推移 (一般公共事業及び一般単独事業)



▼建設業許可業者数の推移

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全業種	3,736	3,782	3,808	3,888	3,955	3,923	3,833	3,779	3,796	3,808	3,672	3,523	3,367	3,363	3,348	3,239
土木	1,472	1,496	1,517	1,558	1,582	1,607	1,622	1,627	1,616	1,616	1,562	1,498	1,428	1,389	1,355	1,307
建築	1,248	1,270	1,268	1,291	1,313	1,307	1,259	1,233	1,240	1,240	1,185	1,135	1,090	1,109	1,118	1,086

▼当初予算(一般公共事業+一般単独事業)の推移

百万円

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
予算額	100,709	104,881	99,417	98,308	89,706	79,560	73,110	67,722	49,575	41,739	38,780	32,706	30,768	29,778	31,698	33,573

▽直轄負担金、災害復旧、単独補助、その他を除く

第1回
高知県談合防止対策
検討委員会

高知県の入札契約
制度について

建設管理課
平成24年2月7日

地方公共団体が行う入札・契約

〈契約の締結方法〉

地方自治法 第234条

【原則】 一般競争入札

- ・不特定多数の参加を求める入札（必要な資格を定めることができる）

【できる】 指名競争入札

- ・発注者が特定多数の者を選んで（指名して）行う入札

【できる】 随意契約

- ・競争によらず、発注者が任意に特定の者を選択して締結する契約

【できる】 せり売り

- ・買受者が口頭で価格の競争をするもの。いわゆる競売。動産の売払いに限る。

1

契約の相手方の決定方法

地方自治法 第234条

【原則】 最高価格者（せり売り）

最低価格者（工事請負等）

- ・競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

【できる】 最低価格者以外の者

- ・地方公共団体の支出の原因となる契約については、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

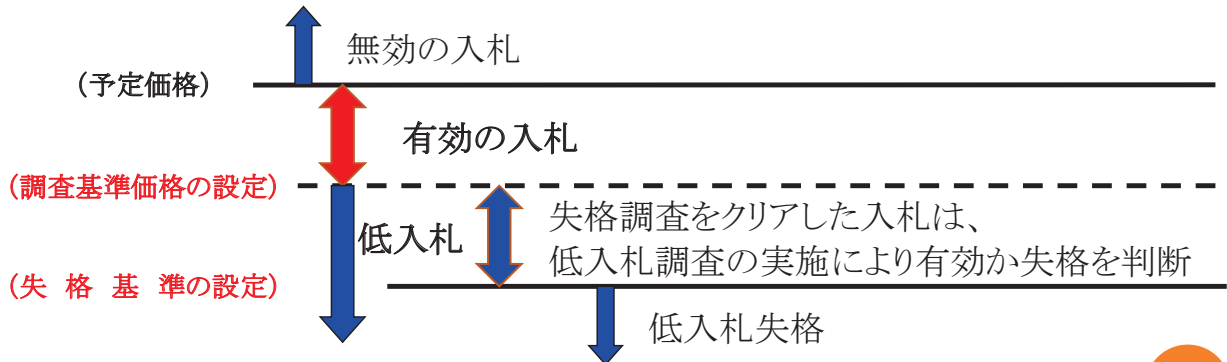
2

最低価格の入札者以外の者を落札者と できる場合（1）

地方自治法施行令 第167条の10

第1項 最低価格の入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき

➡ **低入札価格調査制度を適用**



(高知県での適用範囲)

- 総合評価方式一般競争入札による建設工事
- 1億円以上(請負対象金額)の建設工事

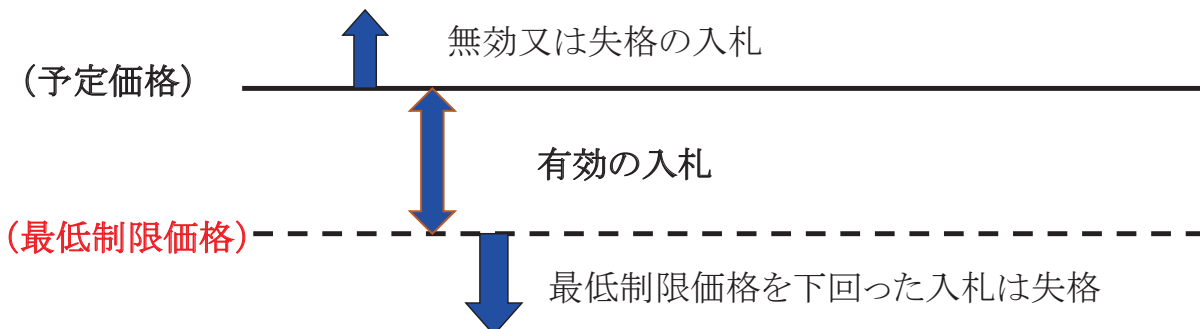
3

最低価格の入札者以外の者を落札者と できる場合（2）

地方自治法施行令 第167条の10

第2項 当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とできる。

➡ **最低制限価格制度を適用（最低制限価格の設定）**



(高知県での適用範囲)

- 低入札価格調査制度によらない建設工事及び設計等委託業務

4

最低価格の入札者以外の者を落札者と できる場合（3）

地方自治法施行令 第167条の10の2

第1項 価格競争によりがたいときは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

→ **総合評価方式**

第2項 落札者となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき

→ **低入札価格調査制度を適用**

5

高知県における入札方法の区分

入札方法区分	工事の金額	総合評価方式の区分	
一般競争	10億円以上	総合評価	高度技術提案型 技術提案型
	10億円 ～2億円		高度技術提案型 技術提案型 施工計画型
	2億円 ～5,000万円		施工計画型 企業評価型
一般競争又は 指名競争	5,000万円 ～1,000万円	総合評価の 適用可能	
指名競争	1,000万円未 満		

指名・一般（通常） → 価格で落札者を決定（最低制限価格、低入札価格調査制度）

一般（総合評価方式） → 価格＋技術力で総合的に落札者を決定（低入札価格調査制度）

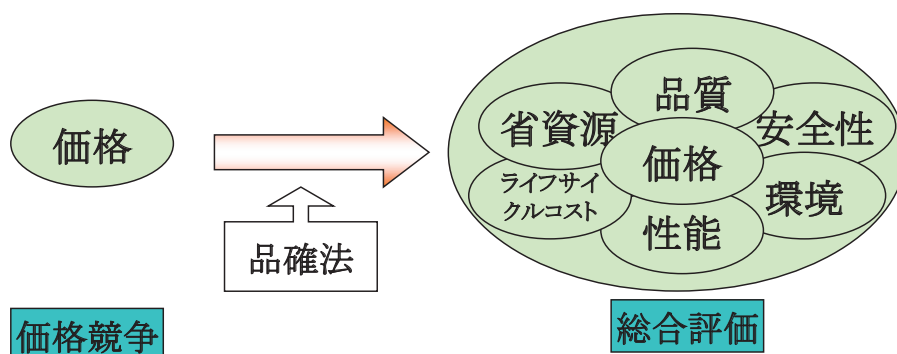
6

総合評価方式について

7

総合評価方式とは？

発注者が工事内容や周辺の状況に応じて**様々な評価項目を設定し**、企業からの優れた技術提案を募り、**価格と価格以外の要素を総合的に評価**し、落札者を決定する方式



その結果……

- 施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、**工事品質の確保や向上**が図られる
- 技術力を競争することで、**技術と経営に優れた健全な建設業が育成**される。
- 価格以外の多様な要素による競争により、**談合が行われにくい環境が整備**される。

公共工事の品質確保の 促進に関する法律 について 「公共工物品確法」

「平成17年3月31日付け 法律第18号」
平成17年(2005年)4月1日施行。

9

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のポイント

公共工物品確法制定の背景

公共工事の減少

許可業者数は
かわらない

品質低下の懸念

ダンピングの受注
の増加

不良工事の発生
の懸念

発注者が「品確法」により求められていること

- ▶ 技術的能力を有するものにより公共工事を施工する環境を主体的に整備する。
- ▶ 価格と品質が総合的に優れた調達を行う。
- ⇒ 発注から入契、監督、検査・評価までの適切な実施及び体制整備

◆ねらい

- ① バリュースコアメーター（コストに対し最も価値の高いものを調達）の実現
- ② 低価格入札の防止、不良・不適格業者の排除
- ③ 談合が行われにくい環境整備

11

「品確法」に対する高知県の対応

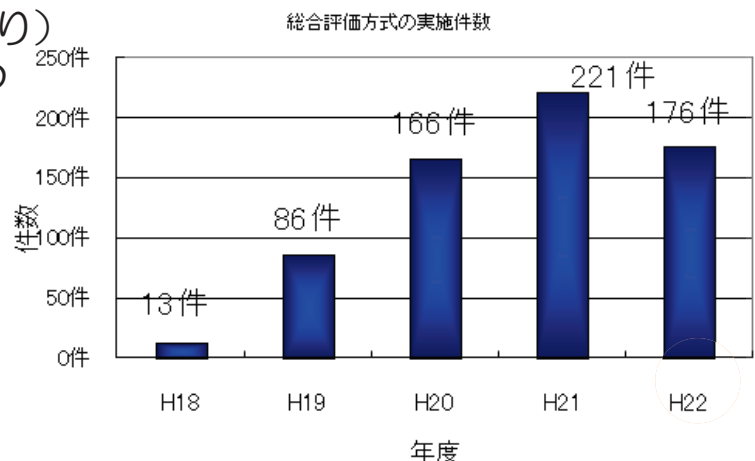
◆一般競争入札の拡大

- ・ 請負対象金額5,000万円以上（平成19年度より）
- ※1,000万円～5,000万円についても、一般競争入札の対応が可能としている。

◆総合評価方式の拡大

- ・ 請負対象金額5,000万円以上（平成20年度より）
- ※1,000万円～5,000万円についても、総合評価方式の対応が可能としている。

総合評価方式実施件数の推移



12

総合評価方式の種類と適用（高知県）

工事の特性（規模・工事内容・技術的な工夫の余地等）に応じて選定

【企業評価型】

技術的な工夫の余地が小さい工事（2億円未満の工事）

企業評価 + 配置予定技術者評価 + 施工体制評価

【施工計画型】

技術的な工夫の余地が小さい工事

企業評価 + 配置予定技術者評価 + 施工計画評価 + 施工体制評価

H21より総合評価はすべて
施工体制確認型！！

【技術提案型】

技術的な工夫の余地が大きい工事

企業評価 + 配置予定技術者評価 + 施工計画評価 + 技術提案評価 + 施工体制評価

【高度技術提案型】

技術的な工夫の余地が大きい工事（構造物の品質の向上を図るための提案を求める）

企業評価 + 配置予定技術者評価 + 施工計画評価 + 技術提案評価 + 施工体制評価

13

総合評価方式の手法（その1）

基本的な考え方【1】

- ・ 一般競争入札において実施
- ・ 落札者の決定は、
入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、
評価値の最も高いものを落札者とします。
- ・ 評価値（除算方式） = 技術評価点 ÷ 入札価格
= （標準点 + 加算点） ÷ 入札価格
- ・ 技術評価点の最高値
企業評価型 = 標準点100点 + 加算点20点 = 120点
施工計画型 = 標準点100点 + 加算点40点 = 140点
- ・ 加算点
= 企業の評価 + 配置予定技術者の評価 + 簡易な施工計画の評価
+ 施工体制の評価

※企業評価型は、「簡易な施工計画の評価」は無し

14

総合評価方式の手法（その2）

基本的な考え方【2】

- ・ 総合評価方式はすべて低入札価格調査制度を適用

- ・ 「調査基準価格」

＝直接工事費×95%＋共通仮設費×90%
＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%
※設定範囲は、予定価格の10分の7～10分の9

- ・ 「失格基準」

＝直接工事費×85%、共通仮設費×80%、
現場管理費×80%、一般管理費×30%
のいずれかが下回った場合には「失格」！

15

総合評価方式の配点・評価項目（その1）

企業評価型総合評価方式

- 「企業の評価」（5点／20点）
 - 「配置予定技術者の評価」（5点／20点）
 - 「施工体制の評価」（10点／20点）
- の3項目を評価します。

施工計画型総合評価方式

- 「企業の評価」（6点／40点）
 - 「配置予定技術者の評価」（6点／40点）
 - 「施工計画の評価」（8点／40点）
 - 「施工体制の評価」（20点／40点）
- の4項目を評価します。

16

総合評価方式の配点・評価項目（その2）

➤ 「企業の評価」

技術力評価（必須項目）

- 同種・類似工事の実績の有無
- 同種・類似工事の成績評定
- 直近の成績評定の最低点（前年度実績）

技術力評価（選択項目）

- 優良工事表彰の有無
- ISOのマネジメントシステム審査登録等の有無
- 舗装工施工体制

地域性・社会性評価（選択項目）

- 地域内拠点の有無
- 地域ボランティアの有無
- 重機保有の有無
- 消防団への加入状況

17

総合評価方式の配点・評価項目（その3）

➤ 「配置予定技術者の評価」

技術力評価（必須項目）

- 同種・類似工事の実績の有無
- 同種・類似工事の成績評定

技術力評価（選択項目）

- 継続学習制度（CPD）への取り組み
- 優良工事表彰の有無
- 配置予定技術者の資格

➤ 「簡易な施工計画の評価」

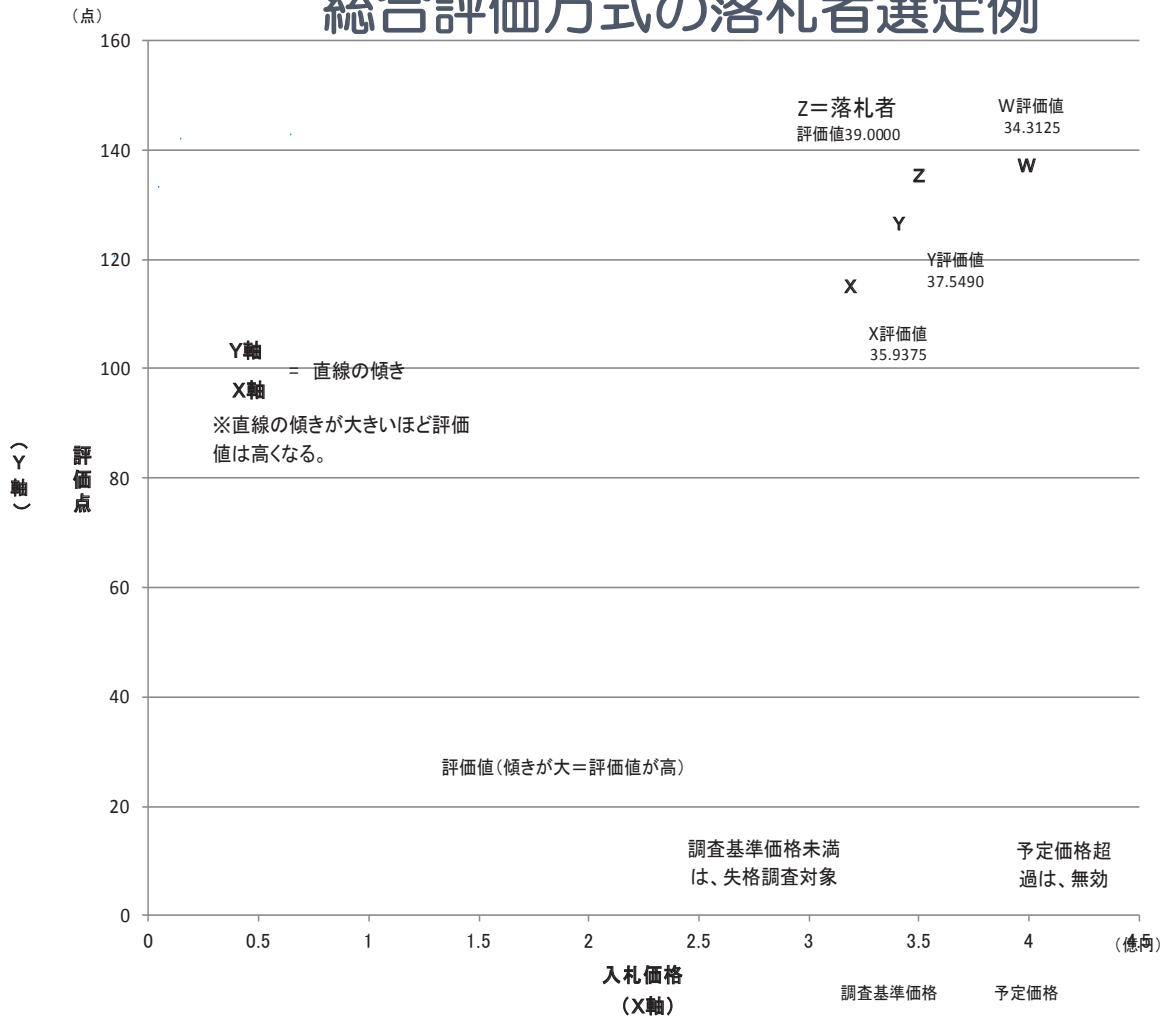
- 工程管理に関する所見
- 材料等の品質管理に関する所見
- 施工上の課題に関する所見
- 施工上配慮すべき事項に関する所見

➤ 「施工体制の評価」

- 品質確保の実効性
- 施工体制確保の確実性

18

総合評価方式の落札者選定例



19

	入札価格(億円)	評価点(最終)	評価値
W	4	137.25	34.3125
X	3.2	115	35.9375
Y	3.4	127.6666	37.5490
Z	3.5	136.5	39.0000
(z1)	(3.47435897)	(135.5)	(39.0000)
(z2)	(3.52564102)	(137.5)	(39.0000)

- 予定価格(税抜) = 4億円
- 調査基準価格 = 3.38億円
- 評価値 = 評価点(最終) ÷ 入札価格(億円)
= (施工体制評価後の技術評価点 + 標準点 + 施工体制評価合計点) ÷ 入札価格(億円)
(= Y軸 ÷ X軸 = 直線の傾き) ※直線の傾きが大きいかほど評価値は高くなる。

➤ Wは、評価点(最終)は137.25点と一番であるが、入札価格が4億円と高いため、評価値は下がる。

➤ Xは、入札価格が3.2億円で、調査基準価格を下回り、施工体制評価で減点となる結果、評価点(最終)が115点と低くなり、評価値は下がる。

➤ Yは、調査基準価格以上の入札の中では最低価格(3.4億円)の入札であるが、評価点(最終)が127.6666点と低く、評価値は下がる。

➤ Zは、評価点(最終)と入札価格はともに2番手であるが、評価値39.0000が一番高く、落札者となる。

20

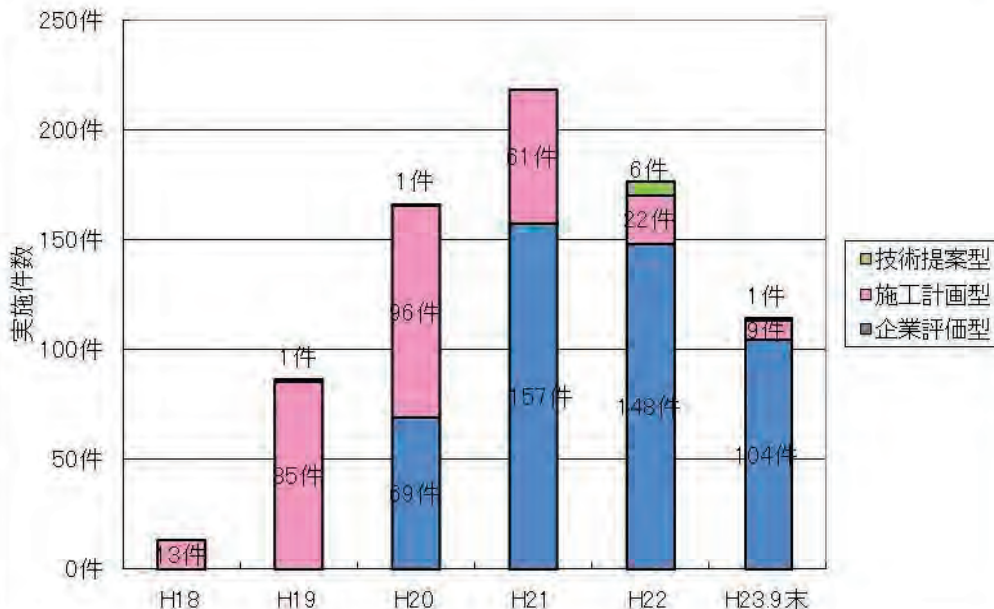
総合評価方式実施件数について

	企業評価型	施工計画型	技術提案型	合計
H18		13件		13件
H19		85件	1件	86件
H20	69件	96件	1件	166件
H21	157件	61件		218件
H22	148件	22件	6件	176件
H23.9末	104件	9件	1件	114件

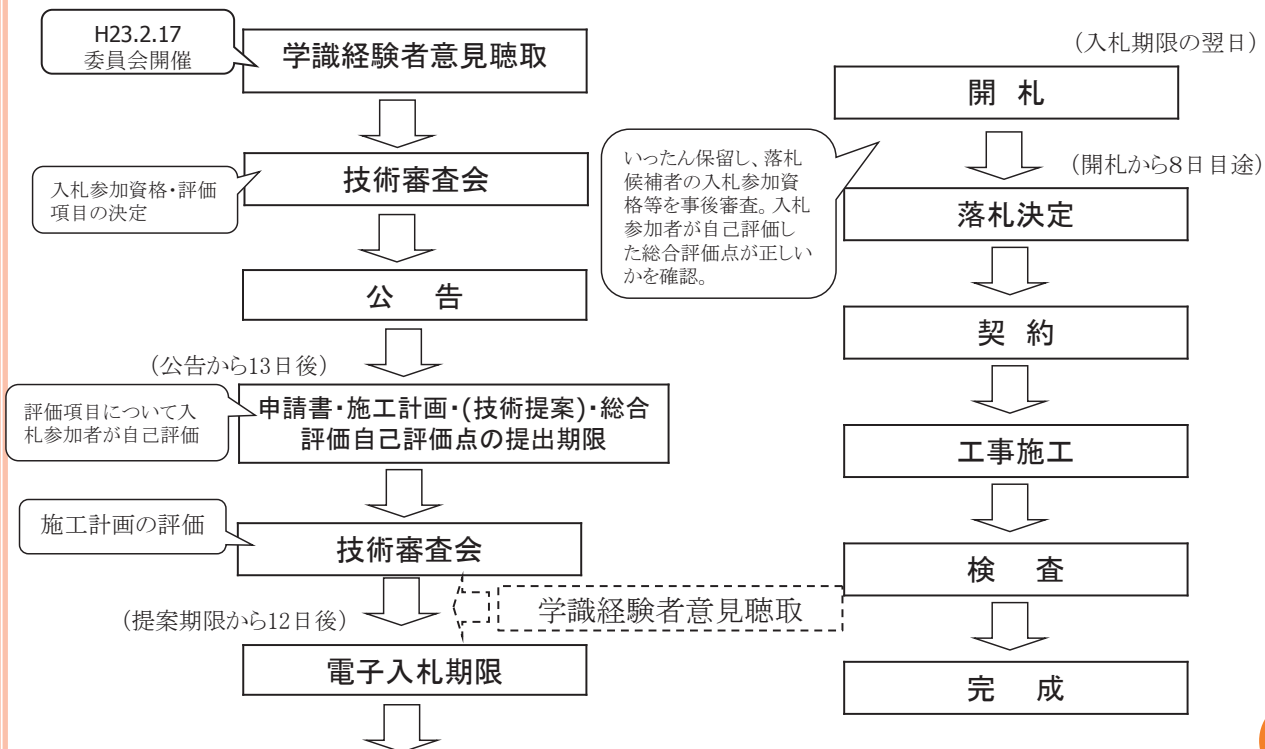
総合評価方式の取組み

- H18 ・試行導入
- H19 ・本格導入(簡易型)
 - ・7,500万円以上の工事に適用
- H20 ・適用を5,000万円以上の工事に拡大
 - ・特別簡易型(7,500万円未満に適用)の導入
 - ・総合評価方式に低入札価格調査制度を適用
- H21 ・全型に施工体制評価を追加し、施工体制確認型とする。
 - ・特別簡易型の適用を1億円未満まで拡大
- H22 ・総合評価方式の名称変更
 - 特別簡易型 → 企業評価型
 - 簡易型 → 施工計画型
 - 標準型 → 技術提案型
 - ・企業評価型の適用を2億円未満まで拡大

総合評価実施件数の推移



総合評価落札方式フロー (施工計画型・電子入札)



※公告～落札決定まで標準34日

高知県の入札・契約制度の 取り組みの紹介

23

電子入札の導入

導入スケジュール

		H21年度	H22年度		H23年度	
		第4四半期	上半期	下半期	上半期	下半期
委託業務	建設 コンサルタント	試行	500万円 以上全て	全体		
	その他※	試行	1,000万円 以上全て	500万円 以上全て	全体	
建設工事		試行	7,500万円 以上全て	2,500万円 以上全て	500万円 以上全て	全体

※道路維持等委託業務は、その他に分類しています。

高知県の入札・契約制度の取り組み

公契連モデル
を参考に・・・

1 調査基準価格等の引き上げ(H20.10, H21.5, H23.5)
・調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の引き上げ(予定価格の7/10～9/10)
・調査基準価格及び失格基準の引き上げ

2 調査基準価格及び最低制限価格の事後公表の実施(H20.4)
・工事・委託業務の全案件が対象

3 予定価格事後公表の実施(H20.11～)
・対象を順次拡大
(H20.11:1億円以上、H21.4:7,500万円以上、**H22.4:5,000万円以上**)

4 低入札価格調査制度に失格基準を設定(H20.4)
・その後も適宜基準を見直し
(H21.4, H21.5, H23.5に基準の引き上げ)

5 総合評価方式の適用範囲の拡大
・H18:13件 ⇒ H21:221件、H22:176件
・H20土木部で5,000万円以上で義務付け(1,000万円以上で適用可)

6 総合評価方式に施工体制評価を導入(H21.4)
・総合評価は、すべて「施工体制確認型総合評価方式」

25

高知県における予定価格等の公表についての経緯(平成10年度以降)

- ◆平成10年10月 予定価格の事後公表
- ◆平成11年10月 最低制限価格の事後公表
- 平成13年4月 最低制限価格の**事前公表**
- 平成14年4月 調査基準価格の**事前公表**
- 平成17年4月 予定価格の**事前公表**
- 平成20年4月 最低制限価格、調査基準価格の**事後公表**
- 平成20年11月 請負対象金額1億円以上の建設工事、2,000万円以上の委託業務について予定価格の**事後公表**を試行
- 平成21年4月 建設工事の予定価格の**事後公表**の範囲を7,500万円以上の工事に試行拡大
- 平成22年4月 建設工事の予定価格の**事後公表**の範囲を5,000万円以上の工事に試行拡大

26

「高知県入札・契約制度検討委員会」 (平成8年6月～平成11年3月 計13回)

1 多様な入札・契約方式の試行(H11. 4. 1～)

・入札時VE、契約後VE方式の試行

2 一般競争入札の対象額の引き下げ(H11.4. 1～)

・10億円→7億円以上に対象拡大
(公募型指名競争入札は7億円未満に)

3 低入札価格調査制度の導入(H10.4. 1～)

・H10. 4. 1から試行
・H11. 11から1億円以上の工事に導入

4 予定価格の事後公表(H10. 10. 1～)

・設計金額積算内訳の事後公表(H11. 4. 1～)

5 等級の公表(H11. 4. 1～)

・すべての入札参加資格業者のランクを公表

6 配置予定技術者届け出の拡大(H11.4. 1～)

・入札時の届け出対象金額を2, 500万円以上に引き下げ
・技術者の専任性等の確認

7 「現場代理人・技術者届」の契約前提出(H11.4～)

・全工事対象
・技術者の専任性等の確認

27

「高知県入札・契約制度に関する検討委員会」 (平成16年1月～平成17年1月 計10回)

1 格付け認定基準の見直し(H17. 4. 1～)

・技術力に優れ地域社会に貢献する企業を評価する評価点の設定

2 発注方法及び指名基準の改正(H16.4. 1～)

・工事の規模に応じて適切な入札方式の適用
(公募型指名競争入札の対象範囲の拡大 2, 500万円以上1億円未満は指名競争と併用)

3 低入札工事におけるプロセス管理の強化等(H16.4. 1～)

・配置技術者の1名増員
・瑕疵担保期間の延長及び瑕疵担保期間中の年1回の報告義務付け(H17. 4. 1～)

4 変動制最低制限価格の試行(H17. 4. 1～)

・入札後に最低制限価格を決定

5 予定価格の事前公表(H17. 4. 1～)

・透明性の確保

6 技術者就業状況報告書の提出(H16.4. 1～)

・技術者の適正な配置を確認するため、契約時に提出
・1, 000万円以上の土木一式工事(プレストレストコンクリートを除く。)を対象に試行

7 低入札工事における下請業者保護の強化(H17.4. 1～)

・出来高部分払制度の試行

28

高知県談合情報対応マニュアル（概要①）

目的

- 県が発注する建設工事及び委託業務の入札に係る談合情報についての取扱いを定める(第1条)。

組織

- 談合情報の信憑性、措置について調査、審議するため、調査委員会を設置(第2条)。
- 調査委員会において談合の事実があったと認められる場合には、入札執行前の場合は入札執行の取りやめ、入札執行後、契約締結前の場合は入札を無効とすること、契約締結後であれば契約の解除について審議(第3条第2項)。
- 調査委員会が措置を決定しようとするときは、あらかじめ、有識者で組織する談合情報審査会に談合情報の信憑性等について意見を聴くこと(第3条第5項)。

29

高知県談合情報対応マニュアル（概要②）

談合情報について

- 談合情報の信憑性についての判断項目を規定(第6条第1項)。
- 調査の対象とする談合情報を例示(第6条第2項)。

※(調査の対象例)入札執行前に、対象となる建設工事等の名称や、落札予定業者名、落札予定金額、入札予定金額に関する合意事項が明らかな情報を受け、その時点では信憑性についての判断ができないため入札結果により判断するとして、入札を執行し、その結果が談合情報とすべて一致したとき。

- 具体的な調査方法について規定(第7条)

※(具体的な調査方法)談合情報提供者等から詳細かつ正確な情報収集を行い、談合情報報告書を取りまとめる。入札参加者全員の事情聴取を行い、事情聴取書、事情聴取総括表を作成。入札参加者全員から見積根拠資料を取得し、これらを基に調査委員会で審議。

30

高知県談合情報対応マニュアル（概要③）

談合の事実があった場合の対応

- 調査委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められた場合又は談合が行われた可能性が高いと認められた場合は、一連の手続きが終了した後、公正取引委員会へ通報すること(第4条第2項、第9条)。
- 指名停止等の措置を行うこと(第8条)。

31

談合防止に向けたこれまでの取組

- 1 入札制度等での対応
 - (1) 一般競争入札の適用範囲の拡大
 - ・平成19年4月 一般競争入札の拡大(5,000万円以上の工事及び建設工事に関する委託業務に適用)及び公募型指名競争入札の廃止
 - (2) 総合評価落札方式の導入・拡充
 - ・平成18年4月 総合評価落札方式の試行
 - ・平成19年4月 総合評価方式の制度化(7,500万円以上の工事において実施)
 - ・平成20年4月 総合評価方式の拡大(5,000万円以上の工事又は1,000万円以上5,000万円未満の工事であって総合評価方式によるものが適当である工事)
 - (3) 予定価格の事後公表の拡大
 - ・平成20年4月 最低制限価格及び調査基準価格の事後公表
 - ・平成20年11月 予定価格事後公表の試行(1億円以上の工事又は2,000万円以上の委託業務)
 - ・平成21年4月 予定価格事後公表の試行の拡大(7500万円以上の建設工事)
 - ・平成22年4月 予定価格事後公表の試行の拡大(5000万円以上の建設工事)
 - (4) 電子入札の導入・拡大
 - ・平成22年2月 試行開始(建設管理課入札案件を対象)
 - ・平成22年4月 本格運用開始(建設工事7500万円以上、建設コンサルタント業務500万円以上、その他業務1000万円以上を対象)
 - ・平成22年10月 適用範囲の拡大(建設工事2500万円以上、建設コンサルタント業務すべて、その他業務500万円以上を対象)
 - ・平成23年4月 適用範囲の拡大(建設工事500万円以上、委託業務すべてを対象)
 - ・平成23年10月 適用範囲の拡大(建設工事、委託業務すべてを対象)
 - (5) 談合情報対応マニュアルの制定・改訂
 - ・平成7年1月 談合情報対応マニュアルの制定(調査に値する情報の判断基準)
 - ・平成9年12月 談合情報対応マニュアルの改訂(談合情報聞き取り、事情聴取項目の充実。談合情報の信憑性判断基準の設定。談合情報審査会の設置。)
 - ・平成17年12月 談合情報対応マニュアルの改訂(談合情報の信憑性判断基準の充実。調査対象とする談合情報の明確化。)

32

●落札率の推移		
(建設工事)		
年度	建設工事 前年比	備 考
9 ～ 12		※H9年11月設計金額の事前公表の試行 ※H10年10月予定価格の事後公表制度化 ※H11年4月設計概算内訳の事後公表制度化 ※H11年10月最低制限価格、調査基準価格の事後公表の制度化 ※H11年11月設計金額の事前公表の制度化 ※H12年8月最低制限価格の事前公表の試行
13	94.2	※最低制限価格の事前公表制度化
14	93.6	※低入札価格制度における調査基準価格の事前公表制度化
15	94.7	1.1
16	95.3	0.6
17	94.1	-1.2 ※予定価格の事前公表制度化
18	90.6	-3.5 ※総合評価方式の試行 ※最低制限価格の事後公表の試行(9月～11月)
19	89.8	-0.8 ※総合評価方式の本格運用(7500万円以上)
20	88.6	-1.2 ※総合評価方式の拡大 (土木部は5000万円以上の工事、なお、1000万円からも適用可能) ※低入札価格制度における失格基準の新設 ※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(10月) ※低入札価格制度における調査基準価格の事後公表制度化 ※最低制限価格の事後公表の制度化 ※予定価格の事後公表の試行(1億円以上、11月～)
21	93.1	4.5 ※予定価格、事後公表試行の拡大(7,500万円以上) ※低入札価格制度における失格基準の見直し ※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(5月) ※電子入札の試行開始(H23.2月～)
22	93.4	0.3 ※予定価格、事後公表試行の拡大(5,000万円以上) ※電子入札の本格運用 (建設工事7500万円以上、建設コンサルタント業務500万円以上)
23	91.4	-2.0 ※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(5月) ※電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事、委託業務すべてを対象)

※ H13からH16は随意契約を除く。

※ H23は10月末時点の落札率。

2 ペナルティでの対応

- (1) 契約解除の約定
 - ・当該契約案件について、公正な入札を害する行為が確定した場合、契約を解除することができること。
- (2) 違約金の約定
 - ・(1)により契約を解除した場合、請負代金額の10分の1に相当する額を支払わせること。
- (3) 賠償金の約定
 - ・公正な入札を害する行為が確定した場合は、契約解除の有無に関わらず、請負代金額の10分の2(平成23年3月31日以前の契約分は10分の1)に相当する額を支払わせること。
- (4) 建設業法に基づく監督処分
 - ・営業の停止30日以上：排除措置命令、課徴金納付命令
 - ・営業の停止60日以上：役員等が刑に処せられたとき。代表者の場合は1年。
 - ・許可の取消：役員等が禁錮以上の刑に処せられたとき(刑の確定時に現職である場合)。
- (5) 指名停止措置
 - ・県発注工事に関し、独占禁止法違反行為があった場合 3月以上14月以内
- (6) 入札参加資格の主観点数での減点
 - ・入札参加資格審査基準日前1年間における指名停止期間1月につき10点減点。下限は60点減点。

	高知県の入札・契約制度の改善等（10年度以降）	
平成 12 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事成績の指名への反映（優先指名） ・ 建築設計業務委託書の制定 	
平成 12 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常 J V の共同施工の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名基準の改正及び公表 ・ 建設業者のランク（A、B）の公表 ・ 資材単価・労務単価の公表 ・ 経常建設共同企業体制度の導入 ・ 合併企業に対する支援措置の導入 ・ 低入札価格調査制度の試行
平成 12 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格の事前公表の試行を開始 ・ 委託業務の公募型プロポーザル方式の試行 	
平成 12 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務の公募型指名競争入札の試行 	
平成 13 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募型指名競争入札対象金額の引き下げ（制度化）（2億円以上7億円未満の工事を対象） ・ 公募型指名競争入札の対象金額の引き下げによる試行開始（1億円以上の工事を対象） ・ 土木設計等業務委託契約書の制定 ・ 公共工事発注見通しの公表 ・ 入札参加資格者の総合評価・格付・総合点数公表 ・ 設計等の委託業務の設計金額の事前公表 ・ 最低制限価格の事前公表（制度化） ・ 一般競争・公募型指名競争の申請結果等の公表 ・ 指名競争入札における指名理由の公表 ・ 低入札価格調査制度における調査概要の公表 ・ 随意契約の理由の公表 ・ 契約内容の公表 ・ 指名停止情報の公表 ・ 工事成績の指名への反映（指名回避） ・ 経常 J V 制度の改正（有効期間 2 年、完工高の要件追加、専任技術者配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払金（工事）を 4 割化（上限額撤廃） ・ 予定価格の事後公表 ・ 設計金額積算内訳の事後公表を開始 ・ 全ての入札参加資格業者のランクを公表 ・ 一般競争入札の対象金額を引き下げ（7億円以上） ・ 公募型指名競争入札の対象金額を引き下げ（7億円未満） ・ 入札時の配置予定技術者届出対象金額を引き下げ（2,500万円以上に） ・ 「現場代理人・技術者届」の契約前提出（全工事対象） ・ 中間金払制度の導入 ・ 異業種 J V の試行を開始 ・ 最低制限価格の事後公表を開始 ・ 低入札価格調査制度の導入（1億円以上の工事） ・ 工事に係る設計金額の事前公表 ・ 公募型指名競争入札の対象金額引き下げによる試行を開始（2億円以上の工事）
平成 14 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査制度適用工事に係る調査基準価格の事前公表 ・ 低入札価格調査制度での調査の結果、失格となった業者に対する指名停止措置の実施 ・ 経常 J V 協定書の改正 ・ 経常 J V 協定書（甲型）の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 11 年 12 月 ・ 契約後 V E の試行
平成 15 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者格付基準（土木一式工事）の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 12 年 1 月 ・ 工事成績の本人通知を開始 ・ 優良工事（80点以上）の揭示等

平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式の試行 発注標準額の変更（土木一式工事におけるAランクの見直し並びに土木一式工事及び建築一式工事以外の業種の発注区分を1つとし、ランク分けをA・B2ランクに） 公募型指名競争入札の対象範囲の拡大（試行）（5,000万円以上の工事） 	<ul style="list-style-type: none"> 発注標準額の改正 指名基準の改正 特定JV方式の拡大（2億円以上の工事） 経常JV制度の廃止 公募型指名競争入札対象金額の引き上げ（制度化）（1億円以上の工事） 	
平成18年9月	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査制度の改正（実態調査要領に基づく調査の実施、出来高部分払い方式の見直し） 建設工事指名競争入札における入札の参加希望地域の登録（舗装、港湾、漁港、特殊工事を除く全てに拡大） 最低制限価格事後公表の試行（同年11月まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事に対する契約の保証の引き上げ及び前金払の引き下げ 建設工事請負契約書（標準書式）等の一部改正（入札談合等に対する契約の解除条項及び賠償の予約条項の追加） 	平成15年8月
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の拡大（5,000万円以上の工事及び建設工事に関する委託業務）及び公募型指名競争入札の廃止 出来高部分払制度の制度化（対象工事：低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事） 総合評価方式の制度化（土木部は7,500万円以上の工事において実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 指名基準の改正 公募型指名競争入札の対象範囲の拡大（試行）（2,500万円以上1億円未満、指名競争入札との併用） 低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事における主任技術者又は監理技術者の1名増員 契約時における技術者就業状況報告書の提出（試行）（1,000万円以上の土木一式工事（プレストレストコンクリートを除く。）） 委託業務成績の本人通知を開始 高知県建設工事共同企業体取扱要領の改正 	平成16年2月
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の拡大（土木部は5,000万円以上の工事又は1,000万円以上5,000万円未満の工事であって総合評価方式によるものが適当である工事） 施工計画を求めない「特別簡易型総合評価方式」の導入 総合評価方式一般競争入札への低入札価格調査制度の適用 低入札価格調査制度に失格規程を新設（直接工事費×75%、通仮設×70%、現場管理費×60%、一般管理費×30%のいずれかを下回った場合に失格。） 最低制限価格及び調査基準価格の事後公表 建設コンサルタントの設計等委託業務の入札に最低制限価格を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 業者格付基準（土木一式工事）の変更 発注標準額の改正（電気工事、管工事） 指名基準の改正 予定価格の事前公表（競争入札を行う建設工事及び委託業務） 低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事におけるかし担保期間の延長及びかし担保期間中の年1回の報告を義務付け 出来高部分払制度の試行（対象工事：低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事） 最低制限価格制度における変動制最低制限価格の試行 	平成16年4月
平成20年8月	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事に関する委託業務を明確化（「高知県公共工事等契約指針」の制定） 		
平成20年10月	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の上限の引き上げ（予定価格の2/3～8.5/10までの間） 低入札価格調査制度における調査基準価格の見直し（直接工事費×95%＋共通仮設×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%） 		

平成23年度発注標準表(土木一式工事)

発注標準		平成23年度			
金額区分	ランク	入札方式	落札方式		価格の公表
			価格	施工体制 確認型 総合評価方式	
—23億円	A等級	一般競争入札 (WTO政府調達 協定適用・23億 円)	低入札価格 調査制度	適用 (高度技術提 案型、技術提 案型、施工計 画型)、企業評 価型)	事後公表 5,000万円 以上
—1億円		一般競争入札			
—7,500万円		一般競争入札			
—5,000万円	B等級	一般競争入札 が適用できる (一般競争入札 又は指名競争 入札の選択)	最低制限価 格制度 又は総合評 価の場合は 低入札価格 調査制度を 活用	適用できる (施工計画型、 企業評価型)	事後公表
—2,500万円					
—1,000万円	C等級				事前公表
—500万円	D等級	指名競争入札	最低制限価 格制度		

- 平成20年11月
 - ・ 予定価格事後公表の試行
(1億円以上の工事又は2,000万円以上の委託業務)
 - ・ 建設コンサルタントの設計等委託業務の最低制限価格の見直し
(予定価格の6/10 から 8.5/10 までの間)
- 平成21年4月
 - ・ 予定価格事後公表の試行の拡大 (7500万円以上の建設工事)
 - ・ 特別簡易型総合評価方式の拡大 (1億円未満の建設工事)
 - ・ 低入札価格調査制度における失格基準の見直し
(直接工事費×85% ← 75% 共通仮設費×80% ← 70%)
- 平成21年5月
 - ・ 建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の引き上げ
(予定価格の7/10～9/10までの間)
 - ・ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準の引き上げ
(調査基準価格 現場管理費×70% ← 現場管理費×60%)
(失格基準 現場管理費×70% ← 現場管理費×60%)
- 平成22年2月
 - ・ 電子入札の試行開始 (建設管理課入札案件を対象)
- 平成22年4月
 - ・ 電子入札の本格運用開始 (建設工事7500万円以上、建設コンサルタント業
務500万円以上、その他業務1000万円以上を対象)
 - ・ 予定価格事後公表の試行の拡大 (5000万円以上の建設工事)
 - ・ 異業種JV方式適用範囲の拡大 (5000万円以上の災害復旧工事まで拡大)
 - ・ 道路維持委託業務への最低制限価格の導入
 - ・ 変更時の請書活用を廃止し、変更契約書に変更
 - ・ 総合評価方式の名称変更
 - (1) 特別簡易型⇒企業評価型 (適用の上限についても1億円から2億円
未満まで拡大)
 - (2) 簡易型⇒施工計画型
 - (3) 標準型⇒技術提案型
- 平成22年10月
 - ・ 電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事2500万円以上、建設コンサルタント
業務すべて、その他業務500万円以上を対象)
- 平成23年4月
 - ・ 電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事500万円以上、委託業務すべてを対象)
- 平成23年5月
 - ・ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準の引き上げ
(調査基準価格 現場管理費×80% ← 現場管理費×70%)
(失格基準 現場管理費×80% ← 現場管理費×70%)

総合評価方式について (参考)

41

総合評価方式の配点・評価項目（詳細①）

	評価項目	評価基準	H23		
			配点	企業評価型	施工計画型
企業 の 評 価 ①	技術力評価(必須項目)				
	同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10	10	10
		施工実績 2件以上4件未満	5		
		施工実績 2件未満	0		
	同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15	15	15
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10		
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5		
		成績評定の平均点 70点未満	0		
	直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無	0	0	0
		成績評定 65点未満 有	-5		

総合評価方式の配点・評価項目（詳細②）

	評価項目	評価基準	H23		
			配点	企業評価型	施工計画型
企業の評価②	技術力評価(選択項目)				
	優良工事表彰の有無 (平成16年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受	10	10	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5		
		他機関表彰 受賞	5		
		表彰 無	0		
	ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5	5	5
		IOS9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5		
		ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0		
	舗装工施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装	10	10	10
		ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS	5		
ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を		0			

43

総合評価方式の配点・評価項目（詳細③）

	評価項目	評価基準	配点	企業評価型	施工計画型
企業の評価③	地域性・社会性評価(選択項目)				
	地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	15	15	15
		当該工事と同一市町村内に営業所 有	10		
		当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0		
	地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10	10	10
		" 15点以上20点未満相当	8		
		" 10点以上15点未満相当	6		
		" 5点以上10点未満相当	4		
		" 1点以上5点未満相当	2		
		ボランティア活動 無	0		
重機保有の有無		バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10		
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0			
消防団への加入状況 (前年度実績)	加入 有	10	10	10	
	加入 無	0			
企業の評価①～③の小計				95	95
加算点				5	6

総合評価方式の配点・評価項目（詳細④）

	評価項目	評価基準	H23		
			配点	企業評価型	施工計画型
配置予定技術者の評価	技術力評価(必須項目)				
	同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10	10	10
		施工実績 2件以上4件未満	5		
		施工実績 2件未満	0		
	同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15	15	15
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10		
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5		
		成績評定の平均点 70点未満	0		
	技術力評価(選択項目)				
	優良工事表彰の有無 (平成16年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10	10	10
高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞		7.5			
他機関表彰 受賞		5			
表彰 無		0			
継続学習制度(CPD)への取り組み (社)全国土木施工管理技士会連合 会、(社)日本技術士会、(社)日本建 築士会連合会、建築設備士関係団体 配置予定技術者の資格	推奨単位の5/10以上	10	10	10	
	推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5			
	推奨単位の1/10以上3/10未満	5			
	推奨単位の1/10未満	0			
1級国家資格 有	1級国家資格 有	10	10	10	
	上記以外	0			
小計			55	55	
加算点			5	6	

総合評価方式の配点・評価項目（詳細⑤）

	評価項目	評価基準	H23(案)		
			配点	企業評価型	施工計画型
簡易な 施工計画	工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10	—	10
		各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5		
		各工程の工期、手順が適切である	0		
	材料等の品質管理に関する所見	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10	—	10
		(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5		
		(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0		
	施工上の課題に関する所見	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10	—	10
		(発注者の指定した)施工上の課題に対して、工夫がある	5		
		(発注者の指定した)施工上の課題に対して、適切である	0		
	施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10	—	10
配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある		5			
配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である		0			
小計			—	40	
加算点			—	8	

施工体制確認型について

施工体制確認型は、総合評価方式全てにおいて適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。
(施工体制評価点の満点; 施工計画型=20点、企業評価型=10点)

施工体制確認型(H21.4～導入)

評価の視点	評価項目	施工体制評価	備考
品質確保の実効性	◎	10(5)	良(10点(5点))、可(4点(2点))、不可(0点(0点))の3段階で評価する。
施工体制確保の確実性	◎	10(5)	
合計		20(10)	※()内は企業評価型

※ 低価格入札を行った者から提出された資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の技術評価点 = 技術評価点(仮) × (施工体制評価合計点 ÷ 施工体制評価点の満点)

評価点(最終) = 施工体制評価後の技術評価点 + 標準点 + 施工体制評価合計点

施工体制評価について

○低入札者の積算内容をチェックする。

減点指数の合計が0のもの・・・「良」
減点指数の合計が6未満のもの・・・「可」
減点指数の合計が6以上のもの・・・「不可」

総合評価施工体制評価点

「良」………10点(5点)
「可」……… 4点(2点)
「不可」…… 0点(0点)

品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの(見積書が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの(記載内容が不明瞭な場合を含む。)	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの(下請等見積書の場合は除く。)	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

A;技術評価点(仮)=企業評価点+配置予定技術者評価点+施工計画評価点(施工計画型のみ)
 B;施工体制評価後の技術評価点=技術評価点(仮)(A)×(施工体制評価点(D)÷施工体制評価の満点)
 C;標準点(100点)
 D;施工体制評価合計点=(品質確保の実効性)+(施工体制確保の確実性)
 E;評価点(最終)=施工体制評価後の技術評価点(B)+標準点(C)+施工体制評価合計点(D)
 G;評価値=評価点(最終)(E)÷入札価格(F) ⇒評価値(G)の最も高い者が落札者

総合評価方式評価結果一覧表(施工計画型)

工事名(工事番号):		入札場所:		入札担当者:		立会名:		入札日:		予定価格(税抜): 400,000,000		調査基準価格(税抜): 338,000,000		基準評価値: 25,000		基準評価値=(標準点(100点)÷予定価格(税抜)(単位:億円))																					
No.	企業名	企業評価										配置予定技術者評価					施工計画評価					技術評価点(仮)	技術体制評価後の技術評価点	標準点	施工体制評価		評価点(最終)	入札価格(億円単位)	入札価格	評価値	落札者						
		同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績の最低点	優良工事表彰の有無	ISO登録の有無	地域内拠点の有無	地域ボランティアの有無	重機保有の有無	消防団への加入状況	小計	換算後点数	同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績の最低点	優良工事表彰の有無	継続学習制度(CPD)への取り組み	配置予定技術者の資格	換算後点数	同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績の最低点	優良工事表彰の有無	施工上の課題に関する所見				施工上の課題に関する所見	小計						換算後点数	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	評価点(最終)		
		10	15	0	10	-	-	15	10	10	0	70.0	5.2500	5	15	5	5	-	30.0	4.0000	-				-	10						-	10.0	8.0000	17.2500	17.2500	100.0000
1	W	10	15	0	10	-	-	15	10	10	0	70.0	5.2500	5	15	5	5	-	30.0	4.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	17.2500	17.2500	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	137.2500	400,000,000	4,000,000,000	34.3125	
2	X	10	5	0	0	-	-	15	10	10	10	80.0	4.5000	10	10	7.5	10	-	37.5	5.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	17.5000	7.0000	100.0000	4.0000	4.0000	8.0000	115.0000	320,000,000	3,200,000,000	35.9375	低入札
3	Y	10	5	0	5	-	-	0	10	10	0	40.0	3.0000	0	0	0	5	-	5.0	0.6666	-	-	5	-	5.0	4.0000	7.6666	7.6666	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	127.6666	340,000,000	3,400,000,000	37.5490	
4	Z	10	15	0	5	-	-	10	10	10	0	60.0	4.5000	5	15	5	5	-	30.0	4.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	16.5000	16.5000	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	136.5000	350,000,000	3,500,000,000	39.0000	落札者

H21.4より導入

例

「品質確保の適正」及び「施工体制の適正」の評価
 1) 調査基準価格以上の者&低入札調査の結果、「良」の評価の者=10点
 2) 低入札調査の結果、「可」の評価の者=4点
 3) 低入札調査の結果、「不可」の評価の者=0点

《全国の談合防止対策の実施状況》

I 全国の談合防止対策（総括）

回答団体数=44

1 入札制度等での対策

項 目	団体数	高知県
①一般競争入札の適用範囲の拡大	38	○
②一般競争入札の応札可能事業者の下限設定・引上げ	11	
③指名競争入札の原則廃止	12	
④指名競争入札の指名業者数の下限引上げ	7	
⑤総合評価落札方式の導入・拡大	36	○
⑥総合評価落札方式評価結果の公表事項の一部非公表化	3	
⑦予定価格の事後公表の拡大	14	○
⑧入札参加資格の地域要件の設定範囲の拡大	6	
⑨見積参考資料の事前公表の（一部）廃止	2	
⑩電子入札システムの導入・拡大	44	○
⑪談合情報対応マニュアルの制定・改訂	41	○
⑫事業者コンプライアンス研修の実施	2	
⑬その他	3	
福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> 発注部門から、入札制度の運用・監視部門、入札執行部門、工事検査部門を分離 入札制度等監視委員会に談合情報の調査検証機能を付加 郵便入札の実施 	
奈 良 県	予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表	
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 指名業者名の公表時期の見直し（事前→事後） 工事費内訳書の提出義務化（2,500万円以上の工事） 公正入札調査委員会・入札監視委員会の設置や機能強化指名停止要綱の改正（県工事等に係る重大な独禁法違反行為に対する指名停止規定の整備、指名停止期間の長期を変更（24→36月）） 	

2 ペナルティーでの対策

項 目	団体数	高知県
①契約解除の約定	38	○
②違約金の約定	32	○
③賠償金の約定	40	○
④建設業法に基づく監督処分	38	○
⑤指名停止措置	44	○
⑥総合評価落札方式での減点項目の設定	5	
⑦入札参加資格の主観点数での減点	29	○
⑧優良工事等の表彰の取り消し	1	
⑨入札参加資格申請の必須要件 （コンプライアンス実行宣言書の提出）	1	

Ⅱ 各項目ごとの談合防止対策の状況

1 コンプライアンスの徹底

回答団体数＝44

(1) 職員研修の実施 (10 県)

団体名	概	要
高知県	H22、23 年度に実施	
北海道	職員倫理研修を実施	
埼玉県	談合防止の観点から適宜実施	
山梨県	新採職員を対象とした部内研修で実施	
長野県	必要に応じて実施	
兵庫県	兵庫県公共工事契約業務連絡協議会で不定期に実施 (直近は H17、18、21 年度)	
岡山県	自治研修所での研修のほか、OJT を実施	
徳島県	官製談合防止法に係る研修を実施 (公正取引委員会から講師招聘)	
愛媛県	担当職員への入札契約制度説明会において口頭で説明	
長崎県	各階層発令時にコンプライアンス研修を実施	

(2) 事業者向け研修の実施 (2 県)

団体名	概	要
和歌山県	独占禁止法等の研修会を毎年実施 (公正取引委員会から講師招聘)	
徳島県	経營業務管理責任者等講習会においてコンプライアンス研修を実施	

(3) 不当要求の対応を定めた要綱等の制定

24 団体

(4) 職員通報窓口の設置

15 団体

(5) 不当要求実績 (H22、23 年度)

全ての都道府県で無し

2 談合情報対応マニュアル

(1) マニュアルの公表

区 分	団体数
非公表	5
公 表	42

(2) 調査実施の判断基準の規定

区 分		団体数		高知県
有		22		○
無	調査委員会等で判断	15	20	
	別に定める基準により審議	2		
	発注所属長が判断	2		
	規定なし	1		

(3) マニュアルに規定する判断基準 (22 団体)

項 目	団 体 数		高知県
	必 須	いずれか	
①対象工事名	22		○
②落札予定者	16	5	○ (必須)
③談合の日時・場所・方法		19	
④落札予定金額		18	○
⑤関与した業者・人物名		16	
⑥当事者以外に知り得ない情報		16	
⑦メモ、録音、写真等具体的物証		3	○
⑧特定業者からの入札金額指示		3	
⑨発注者が公表していない情報		2	
⑩談合の取りまとめを行った者		2	
⑪落札予定業者決定経緯等		2	
⑫情報の入手先	1		
⑬入札参加者		1	
⑭具体的な談合組織の存在		1	

3 違約金・賠償金

区 分	説 明	割 合	団体数
違約金	独占禁止法の規定により排除措置命令が確定したこと等を理由として、契約を解除した場合に徴収	10%	30
賠償金	独占禁止法の規定により排除措置命令が確定したこと等を理由として、契約を解除するか否かに関わらず請求 (契約終了後も適用)	10%	9
		15%	2
		20%	35
		30%	1

<各団体の状況>

割 合		団体数	団 体 名
違約金	賠償金		
	10%	5	群馬県▲、千葉県、東京都、長崎県●、鹿児島県
	20%	12	北海道、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、静岡県、愛知県●、三重県●、滋賀県、京都府、大阪府、大分県
10%	10%	4	栃木県、福井県●、岐阜県、沖縄県
10%	15%	2	茨城県●、神奈川県
10%	20%	23	高知県、青森県、宮城県、福島県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県★、香川県、愛媛県●、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県
10%	30%	1	石川県●

- ※ ▲印は賠償金に工事完了後も同様とする旨の規定がない団体
 ●印は賠償金に加算規定がある団体
 ★印は予定価格 10 億円以上の工事では違約金は 30%
 ____は賠償金に実損害額まで請求等出来る規定がある団体

※賠償金加算規定の内容

項 目	団 体 名						
	茨城県	石川県	福井県	愛知県	三重県	愛媛県	長崎県
10年以内の再度の違反	○	○	○	○	○	○	○
違反行為の首謀者	○	○	○	○	○	○	○
談合の疑いがあり団体の求めに応じ談合を行っていない旨の誓約書の提出	○	○	○	○	○		○
発注者職員への不正な働きかけ					○		

※加算割合

加算割合	団 体 名
10%→15%	福井県、長崎県
15%→20%	茨城県
20%→25%	愛知県
20%→30%	三重県、愛媛県
30%→35%	石川県

4 指名停止期間（要綱上の規定）

自らが発注した工事における独占禁止法違反（談合）

（1）短期

指名停止期間	団体数	団体名
6月未満	10	群馬県、東京都、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、 高知県 長崎県、鹿児島県、沖縄県（すべて3月）
6月以上 12月未満	7	北海道、栃木県、富山県、長野県、滋賀県、山口県、宮崎県
12月以上 18月未満	21	茨城県、山梨県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県 ほか
18月以上	9	青森県、福島県、愛知県、京都府、奈良県、岡山県、愛媛県 福岡県、大阪府(24月)
平均期間		10.7月

（2）長期

指名停止期間	団体数	団体名
18月未満	11	岐阜県(5月)、岩手県、群馬県、東京都、新潟県 石川県、滋賀県、 高知県(14月) 、長崎県、鹿児島県、沖縄県
18月以上 24月未満	3	北海道、福井県、長野県
24月以上 30月未満	21	茨城県、島根県、岡山県、山口県、香川県ほか
30月以上	12	青森県、宮城県、福島県、埼玉県、山梨県、静岡県、鳥取県 広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、大分県（すべて36月）
平均		23.7月

※上記は基本的な期間であり、都道府県ごとに状況に応じた加重、減免措置の規定がある。

5 入札参加資格審査（格付け）における指名停止での減点措置

(1) 減点措置の有無

	団体数	団体名
有	38	高知県ほか
無	9	北海道、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、和歌山県

(2) 減点措置の対象となる指名停止の時期

	団体数	団体名
審査基準日等の前	1年間	石川県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、長崎県、大分県
	2年間	茨城県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県ほか
	その他	鹿児島県(2年2ヶ月)

(3) 減点の設定方法

	団体数	団体名
△ 5点×指名停止月数	6	愛知県、三重県、奈良県、愛媛県、福岡県、佐賀県
△10点×指名停止月数	13	青森県、岩手県、宮城県、長野県、岐阜県、静岡県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、高知県、大分県
△20点×指名停止月数	2	熊本県、宮崎県
その他 ※	17	茨城県、石川県、岡山県、山口県、ほか

※その他は、指名停止期間幅ごとに減点数を設定(△10点～△50点等)したものや総合評定値(経営事項審査総合点数)に一定割合を乗じて減点するもの等

(4) 減点の下限点数の設定

	団体数	団体名
有	△1点 ～ △30点	1 長野県(△15点)
	△31点 ～ △60点	4 石川県、京都府、鳥取県、高知県(△60点)
	△61点 ～ △100点	2 滋賀県、長崎県
	△101点 ～	2 三重県、奈良県(いずれも△120点)
無	29	

6 優良工事等の表彰の取扱い

団体名	概 要
大阪府	総合評価落札方式において、入札参加停止措置（経営不振を除く）を受けた場合、優良表彰の受賞年度が、当該入札参加停止措置の措置期間の終期の属する年度以前となっていた同表彰の実績は評価の対象としない。
長崎県	指名停止を受けた場合ではなく、独占禁止法に違反する事例が『受賞した年度内に判明』した場合には、表彰受賞者としては不適当とみなし表彰を取り消している。
沖縄県	総合評価方式において、表彰の有無を評価項目としている場合、評価対象期間内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。

7 予定価格の公表時期

(H23/9 茨城県調査)

公表時期	団体数
事前公表	21
事後公表	17
事前事後併用	9

8 閲覧期間中における金抜き設計書の公表状況

(H23/7 三重県調査)

区 分	団体数
公 表	31
非公表	16

9 一般競争入札の拡大状況

(H23/9 茨城県調査)

区 分	H23/9		H19/5
	団体数	団 体 名	
原則全て	6	秋田県、宮城県、長野県、三重県、滋賀県、和歌山県	1
250 万円超	8	山形県、福島県、福井県、神奈川県、大阪府、佐賀県、宮崎県	
500 万円以上	1	埼玉県	
800 万円以上	2	奈良県、愛媛県	
1,000 万円以上	12	北海道、群馬県、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県	2
2,000 万円以上	1	富山県	1
3,000 万円以上	5	茨城県、石川県、山口県、香川県、熊本県	2
3,500 万円以上	1	長崎県	
4,000 万円以上	1	大分県	1
5,000 万円以上	8	高知県 、青森県、栃木県、千葉県、愛知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県	2
1 億円以上			11
1 億 2,000 万円以上	1	新潟県	
2 億円以上			3
3 億円以上			3
5 億円以上	1	東京都	2
7 億円以上			高知県
10 億円以上			4
24 億 1,000 万円以上			5

※ 一般競争入札未満は指名競争入札又は見積合せによる随意契約により対応
例) 高知県=5,000 万円未満は指名競争入札を実施

10 総合評価落札方式

(1) 適用される工事（金額区分）

区 分	団体数	高知県	区 分	団体数	高知県
250 万円超	4		5,000 万円以上	10	○
800 万円以上	1		6,000 万円以上	1	
1,000 万円以上	8		7,000 万円以上	2	
2,000 万円以上	1		8,000 万円以上	2	
2,500 万円以上	1		1 億円以上	3	
3,000 万円以上	10		1.8 億円以上	1	
4,000 万円以上	2				

(2) 評価項目（加点）

項 目		採用団体数	高知県	
企 業 評 価	技術力 評価	①類似の施工実績	42	○
		②成績評定	45	○
		③優良工事表彰	36	○
		④ISO 等	31	○
		⑤舗装工施工体制	2	○
		⑥アスファルトプラント・船舶等の所有状況	3	
		⑦技術者確保数	7	
		⑧近隣での施工実績	6	
		⑨その他	5	
評 価	地域・ 社会性 評価	①地域内拠点	42	○
		②ボランティア活動	25	○
		③重機保有	5	○
		④消防団加入	9	○
		⑤災害協力	33	
		⑥維持・応急工事实績	29	
		⑦労災防止への取組	7	
		⑧地域企業活用	15	
		⑨技術士等活用	4	
		⑩県産材料使用	10	
		⑪地域貢献	5	
		⑫雇用対策	19	
		⑬受注状況	9	
		⑭環境対策	4	
		⑮その他	9	
技 術 者 評 価	技術者 評価	①類似工事施工実績	40	○
		②成績評定	27	○
		③優良工事表彰	22	○
		④CPD（継続学習制度への取組み）	34	○
		⑤資格	34	○
		⑥技術者追加配置	1	
ヒアリング		8		

<企業評価－技術力評価⑨その他の概要>

技術開発の実績	千葉県
受注能力	香川県
継続的な営業に基づく信頼度	福岡県
企業取組（VE 提案の採用実績）	宮崎県
経営事項審査における経営状況	鹿児島県

<企業評価－地域・社会性評価その他⑮の概要>

その他（発注機関独自設定）	北海道
労働福祉（建退共加入、退職金・定年制導入、労働条件明示）	宮崎県
企業合併	秋田県
子育て応援、仕事と生活の調和等	福島県、東京都、愛知県
新分野進出	福島県、岐阜県
工期短縮ポイント	神奈川県
JV 構成員に同種工事施工実績を有しない者	和歌山県

(3) 評価項目（減点）

項 目	採用団体数	高知県
①成績評定	8	○
②不誠実な行為、指名停止等	10	
③受注状況	3	
④安全管理	3	
⑤低入札者	1	
⑥技術提案不履行、工事の瑕疵	1	
⑦履行義務項目の不履行	1	
⑧県内下請、県内産資材使用義務違反	1	

<②不誠実な行為、指名停止等の概要>

団体名	概 要												
宮城県	指名停止要領による指名停止の措置まで至らない案件で書面による警告装置がなされた場合、過去3月間に1回は評点から0.5点減点、過去3月間に複数回は評点から2点減点。												
埼玉県	公告日以前2年間に県発注工事の入札参加停止措置や埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱により入札参加停止措置を受けた場合、評価点を1点減点。ただし、選択評価項目として設定。												
東京都	基準日の3年前の日から起算して3年の間に指名停止を受けている場合は減点する。												
千葉県	過去2年間に指名停止がある場合は、評価点を4点減点。また、過去1年間に文書注意がある場合は、2点を減点。												
石川県	独占禁止法違反等による指名停止期間終了から6月を以内である場合、評価点から2点を減点。												
山梨県	前年度及び当該年度の公告日までの間に指名停止期間が満了している場合、評価点を4点減点。												
滋賀県	①過去2年間に入札参加停止がある場合は、評価点を減点（主観点数）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1月未満</td> <td>5</td> <td>1月以上2月未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2月以上3月未満</td> <td>20</td> <td>3月以上6月未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6月以上12月未満</td> <td>50</td> <td>12月以上</td> <td>70</td> </tr> </table> ②完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点。	1月未満	5	1月以上2月未満	10	2月以上3月未満	20	3月以上6月未満	30	6月以上12月未満	50	12月以上	70
1月未満	5	1月以上2月未満	10										
2月以上3月未満	20	3月以上6月未満	30										
6月以上12月未満	50	12月以上	70										
大阪府	建築一式工事において、独占禁止法にかかわらず複数回の参加停止で減点措置を実施。												
鳥取県	鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱により前年度に行った資格停止措置の回数に基づき、所定の計算式において現場体制点を減点する。												
大分県	指名停止措置要領別表第1（虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、事故）及び別表第4（【その他の措置基準】契約を締結しなかった場合、低入札調査に対し不誠実な行為がある場合）に該当し指名停止となった場合は評定点を0.5点減点とする。また書面による警告を受けたものは0.2点減点する。												

(4) 入札記録等で公表している項目

項 目		団体数	高知県
工事名・番号		47	○
入札金額		47	○
評価値		47	○
評価点	合計点のみ	13	
	大項目ごとの点数	5	
	評価項目全ての点数	29	○

高知県における職員コンプライアンス研修の取組

1. 平成 22 年度の取組

(1) 目的及び対象

予定価格の事後公表の拡大に伴い、職員倫理及びコンプライアンス向上を図る。
対象は、土木関係の全職員とするが、会場に余裕がある場合、他部局職員も受け入れる。

(2) 内容

発注事務を中心に業務におけるどのような行為が法律に触れ、罰則の対象となるか、事例を踏まえた説明を実施。

(3) 講師

公正取引委員会事務総局四国支所 総務課長 野中 耕治

(4) 実施状況及び受講者数

平成 22 年 8 月から 9 月にかけて、本庁及び各土木事務所ごとに各 2 回研修を実施。
受講者は、土木部職員 711 名、他部局 118 名、計 829 名。

2. 平成 23 年度の取組

(1) 目的及び対象

目的は、平成 22 年度に同じ。
対象は、平成 22 年度の研修を受講していない土木職員等とするが、会場に余裕がある範囲内で他部局職員も受け入れる。

(2) 内容

確認事項として、県職員により高知県における入札契約制度の変遷を説明し、その後、講師により、入札制度改革の目的と背景、並びに具体的な事例紹介を交えた問題となった行為等の説明を実施。

(3) 講師

桐蔭横浜大学法科大学院 客員教授 鈴木 満（元公正取引委員会首席審査官）

(4) 実施状況及び受講者数

平成 23 年 7 月 27 日に高知城ホールにおいて実施。
受講者は、土木部職員 122 名、他部局 30 名、計 152 名。

(社) 高知県建設業協会における法令遵守に向けた取組

1. これまでの取組

(1) 行動憲章の策定（平成9年5月13日）

【行動憲章（抜粋）】

1. 公正なルールを守る。

(1) 国家社会における基本ルールである刑法、及び自由主義経済の基本ルールである独占禁止法を遵守する。談合は公共工事の入札制度を揺るがす違法行為であり、さらに行政処分を受けることによって経済的にも大きな損失につながる行為であることを再認識する。(以下省略)

2. 「経営と技術に優れた企業」を目指し、激変が予想される環境に対応できる経営基盤を構築する。(内容省略)

3. 建設企業の社会的役割を果たし、地域社会の一員として社会に貢献する活動を行う。(内容省略)

※20年度までは毎年度総会場で確認していたが、21年度以降は省略。

(2) 講習会の実施

(財) 建設業適正取引推進機構の協力を得て講習会を実施。

- ・平成5年度～10年度は毎年度実施
- ・以降、平成14年度、16年度、17年度に実施

2. 今後の取組

(1) コンプライアンス委員会の設置

公正取引委員会の立入検査の実施を受け、緊急幹部会を開催し「コンプライアンス委員会」の設置を決定（平成24年1月21日）。正式には理事会を経て3月に設置。

(2) 講習会の実施

コンプライアンスの徹底に向け、講習会の実施を計画中。

高知県談合情報対応マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、県が発注する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）についての取扱いを定める。

(組織等)

第2条 談合情報の信憑性及び措置（以下「信憑性等」という。）について調査及び審議するため、各発注部局に談合情報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の事務を処理するため、各発注部局に総括事務局、当該談合情報のあった建設工事等の発注機関に所属事務局を置く。
- 3 調査委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織する。
- 4 委員長は部局の長とし、副委員長は部局の長の直近下位の職にある者とする。
また、委員はその他の副部長、次長、総括事務局のある所属の長、当該談合情報のあった建設工事等の事業課の課長及び発注機関の長等とする。
- 5 調査委員会は、委員長が招集する。委員長に事故があるときは副委員長が招集する。

(調査委員会の役割)

第3条 調査委員会は、談合情報の信憑性について調査及び審議を行う。

- 2 審議の結果、談合の事実があったと認められる場合又は談合が行われた可能性が高いと認められる場合には、次の措置について審議する。
 - (1) 入札執行前の場合、入札執行の取りやめ
 - (2) 入札執行後、契約（仮契約を含む。次号において同じ。）締結前の場合、入札の無効
 - (3) 契約締結後の場合は、当該契約の解除。なお、その是非は、工事の着手や進捗よく状況等を考慮して決定するものとする。
- 3 前項各号の措置を行わないと決定した場合は、入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員。以下同じ。）から誓約書（別記第4号様式）の提出を求めることについて検討する。
- 4 その他必要な措置について審議する。
- 5 調査委員会が、第2項各号の措置を決定しようとするときは、あらかじめ高知県談合情報審査会（以下この項において「審査会」という。）に談合情報の信憑性等に関して意見を求めるものとする。また、その他必要に応じて審査会の意見を求めるものとする。

(総括事務局の役割)

第4条 総括事務局は、部局の談合情報全般について、調査委員会と所属事務局との連絡、調整等を行う。この場合、対応は速やかに行うものとする。

2 調査委員会の審議で、談合の事実があったと認められた場合又は談合が行われた可能性が高いと認められた場合は、当該談合情報について、一連の手続き終了後、速やかに公正取引委員会へ通報する。

(所属事務局の役割)

第5条 所属事務局は、次条第2項各号に規定する談合情報があった場合は、直ちに総括事務局と協議するとともに、第7条に規定する必要な対応を速やかに行い、その結果を総括事務局を通じて調査委員会に報告する。

2 当該談合情報の信憑性等について判断できないときは、総括事務局と協議するものとする。

(談合情報の信憑性についての判断項目等)

第6条 談合情報の信憑性についての判断項目は次のとおりとする。

- (1) 対象となる建設工事等の名称
- (2) 落札予定業者名
- (3) 落札予定金額又は入札予定金額に関する合意事項
- (4) 全ての入札参加業者名
- (5) 談合に関与した業者名、人物名、談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法等、談合に参加した当事者以外に知り得ない事項
- (6) 談合の当事者又は直接談合の事実を知り得る立場にある者で、県に直接談合情報を連絡した者（以下「談合情報提供者」という。）の氏名及び連絡先
- (7) 談合情報提供者以外の者で、県に談合情報を連絡した者（以下「談合情報通報者」という。）の氏名、連絡先及び談合情報を取得した経緯

2 このマニュアルにおいて調査の対象とする談合情報は、原則として次の場合とする。

- (1) 入札執行前において、前項第1号から第3号までのすべての事項（以下「開札に関する事項」という。）が明らかな談合情報を受けたが、その時点では信憑性についての判断ができないため入札結果により判断する場合で、その結果が当該談合情報とすべて一致していたとき。
- (2) 入札執行後において、開札に関する事項が談合情報と一致しており、かつ、当該談合情報を前項第7号に規定する談合情報通報者が入札執行前に入手していたことが客観的な事実により明らかな場合

- (3) 入札執行前後を問わず、前項第5号又は同項第6号に規定される事項が明らか
な場合（詳細なメモ、録音テープ、写真等の客観的な物的証拠が存在する場合等）
- (4) その他、信憑性が高い談合情報の場合

（具体的な対応）

第7条 前条第2項各号に掲げる談合情報があった場合は、総括事務局と所属事務局は
相互に遅滞なく連絡を取り、次の対応を行う。

2 前条第2項第1号に該当する談合情報があった場合

- (1) 入札を実施する機関は、開札に関する事項が談合情報と一致した場合は、落札
決定を保留することを条件に当該入札を執行する。
- (2) 開札した結果が談合情報と一致した場合は、落札決定を保留するとともに、談
合情報を受けた事務局は、談合情報通報者等から詳細かつ正確な情報収集を行い、
談合情報報告書（別記第1号様式）にまとめたうえ、調査委員会に提出する。
- (3) 所属事務局（請負対象金額が1億円以上の建設工事又は2千万円以上の委託業
務の場合は総括事務局とする。以下同じ。）は、入札執行後、入札参加者全員に対
し速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記第2号様式）及び事情聴取総括表（別
記第3号様式）を作成するとともに、入札参加者全員から見積根拠資料を取得し、
入札記録の写し等の関係書類を添えて調査委員会に提出する。
- (4) 調査委員会は、談合情報報告書等の提出を受け、当該談合情報について第3条
の規定に基づき審議を行う。

3 前条第2項第2号又は第3号に該当する談合情報があった場合

- (1) 談合情報を受けた事務局は、談合情報提供者等から詳細かつ正確な情報収集を
行い、談合情報報告書にまとめたうえ、調査委員会に提出する。
- (2) 入札を実施する機関は、入札執行前に通報を受けた場合は、必要に応じて入札
の執行を延期する。契約締結前の場合は、必要に応じて契約締結を延期する。
- (3) 所属事務局は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、事情
聴取書及び事情聴取総括表を作成し、入札記録の写し等の関係書類を添えて調査委
員会に提出する。

また、入札執行後に通報を受けた場合は、併せて入札参加者全員から見積根拠
資料を提出させる。

- (4) 調査委員会は、談合情報報告書等の提出を受け、当該談合情報について第3条
の規定に基づき審議を行う。

4 前条第2項第4号に該当する談合情報を受けた場合は、前2項を参考に対応するも
のとする。

（指名停止等）

第8条 談合の事実があったと認められる場合又は談合が行われた可能性が高いと認められる場合は、指名停止等の措置を行うものとする。

(公正取引委員会への通報)

第9条 第4条第2項の規定による公正取引委員会への通報は、下記の書類を添えて行うものとする。

- (1) 談合情報報告書(別記第1号様式)
- (2) 事情聴取書(別記第2号様式)
- (3) 事情聴取総括表(別記第3号様式)
- (4) 誓約書(別記第4号様式)
- (5) その他(入札記録の写し等の関係書類及び調査委員会における審議の概要を取りまとめた書類等)

(その他)

第10条 このマニュアルに定めのない事項については、調査委員会で審議のうえ、運用するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成17年12月1日から施行する。

第1号様式

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
対象工事名等	工事 (委託業務) 名 工事 (業務) 番号 工事 (委託) 場所
発注機関名	
入札 (予定) 日時	平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者	氏名等 連絡先 住所 TEL その他
情報受信者 所属・職・氏名	
情報提供の手段	電話 書面 面接 報道 その他 ()
情報の内容	
問い合わせ先	TEL

- (注) 1 情報の内容の聴取にあたっては、可能な限り次に掲げる事項について確認すること。(落札予定業者名、落札予定金額等、談合に関与した業者名、談合が行われた日時・場所及び方法など、談合の内容、情報を知った経緯)
- 2 当該建設工事等に関する関係書類の写しを添付すること。
- 3 情報が書面の場合は、写しを添付すること。

第2号様式

事 情 聴 取 書

1 工事（委託業務）名	2 業者名
3 事情聴取を受けた者の職・氏名	4 事情聴取を行った者の職・氏名
5 日時	6 場所

質問及び回答

①指名を受けたことを誰かに話したか、あるいは情報交換したか。指名を受けたことを業界団体などに報告したか。

②他の入札参加者を事前に知っていたか。知っていた場合どのようにして知ったか。

③他の入札参加者などから、この入札あるいは工事（委託業務）について何らかの話があったか。また、この入札あるいは工事（委託業務）について何らかの情報交換をしたか。

④この入札について受注意欲（希望）があることを誰かに話したか。あるいはほかの誰かが受注意欲（希望）があることを聞いたか。

⑤過去の指名回数、受注実績について情報交換したことがあるか。

⑥入札価格について情報交換したか。業界団体などに報告したか。

⑦落札予定者が他の入札参加者に利益供与（現金、下請発注など）をすることを聴いていないか。

⑧受注予定者の決定についての話し合いや他からの要請があったか。

⑨見積を行ったか。誰が見積をしたか。（工事費内訳書があれば後で提出させる。）
（行っていない理由）

⑩その他（必要に応じて事情聴取項目を設定する。）

第3号様式

事 情 聴 取 総 括 表

工事番号（業務番号）	業者名							
工事名（委託業務名）								
回答者名 (事情聴取を受けた者)								
①指名を受けたことを誰かに話したか、情報交換したか。業界団体などに報告したか。	回答							
②他の入札参加者を事前に知っていたか。どのようにして知ったか。								
③他の入札参加者などから、この入札あるいは工事（委託業務）について何らかの話があったか。何らかの情報交換をしたか。								
④この入札について受注意欲（希望）があることを誰かに話したか。誰かが受注意欲（希望）があることを聞いたか。								
⑤過去の指名回数、受注実績について情報交換したことがあるか。								
⑥入札価格について情報交換したか。業界団体などに報告したか。								
⑦落札予定者が他の入札参加者に利益供与（現金、下請発注など）をすることを聴いていないか。								
⑧受注予定者についての話し合いや他からの要請があったか。								
⑨見積を行ったか。 誰が見積をしたか。 (行っていない理由)								
⑩その他（必要に応じて事情聴取項目を設定する。）								

注1：質問欄は、事情聴取書の質問欄と一致させること。

注2：業者名欄には、事情聴取を行った全ての業者名を記載すること。

各回答欄は適宜簡潔に記載すること。

第4号様式

誓 約 書

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事（委託業務）の競争入札に関し、指名競争入札心得第5条（一般競争入札心得第7条）の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、入札において談合の事実が明らかになったと認められた場合等の際には、入札を無効とされ、あるいは落札後、当該工事（委託業務）に関する談合の事実が明らかになったと認められた場合等の際には、契約を解除されても異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工事（委託業務）番号

2 工事（委託業務）名

（参 考）

入札心得

（公正な入札の確保）

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

参 考 資 料

◎第7条第2項対応フロー

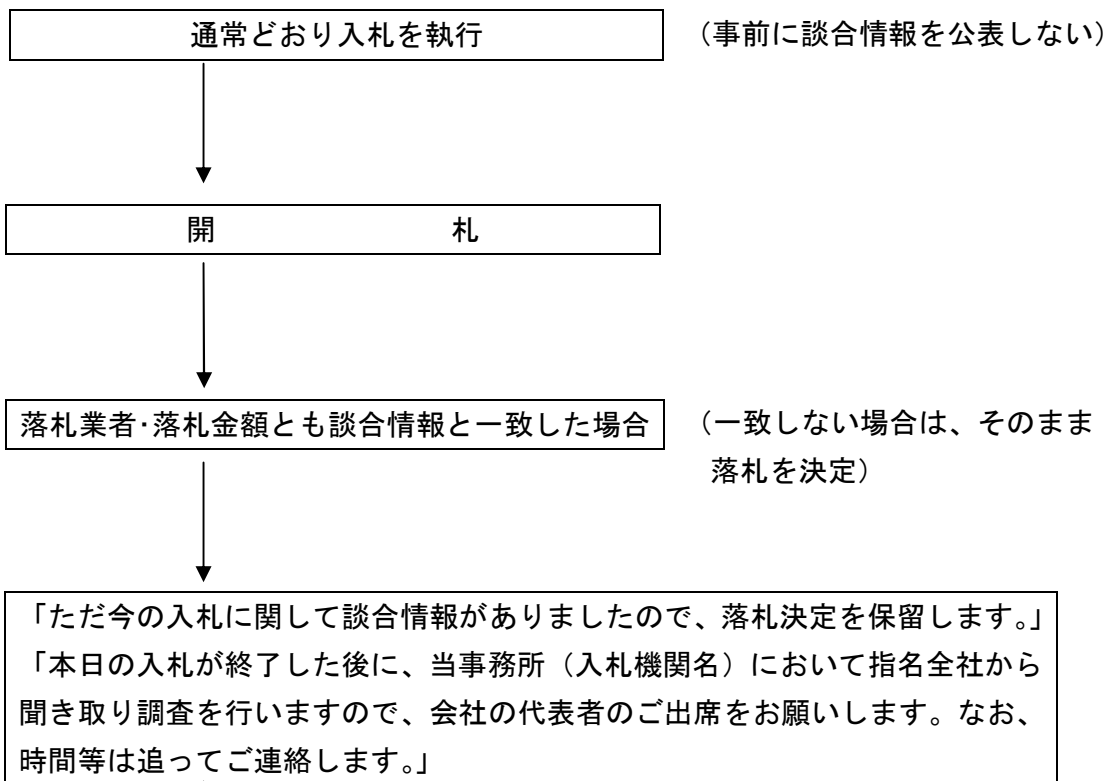
第7条第2項 第6条第2項第1号に該当する談合情報があった場合

入札執行前において、

- ①対象となる建設工事等の名称
- ②落札予定業者名
- ③落札予定金額又は落札予定金額に関する合意事項

以上すべての事項が明らかな談合情報を受けたが、その時点では信憑性についての判断ができないため入札結果により判断する場合で、その結果が当該談合情報とすべて一致していたとき。

[入札会場]

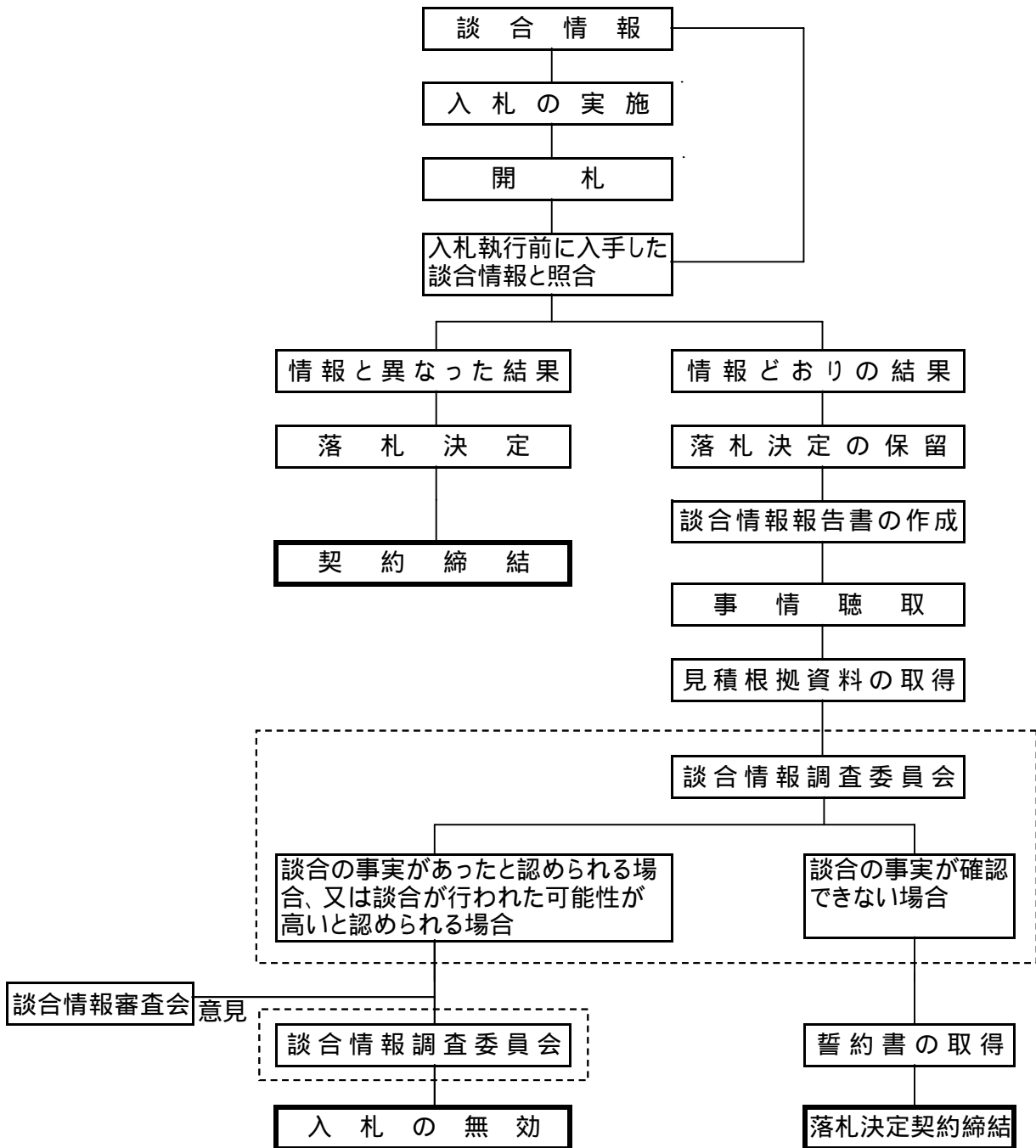


[入札終了後]

指名業者（入札を辞退した会社を含む。）全社に対し、今回の入札に関して聞き取り調査を行うことを通告し、代表取締役またはこれに準ずる地位の者が出席できる日時を打ち合わせるとともに、見積根拠資料の持参（入札を辞退した会社を除く。）を求める。

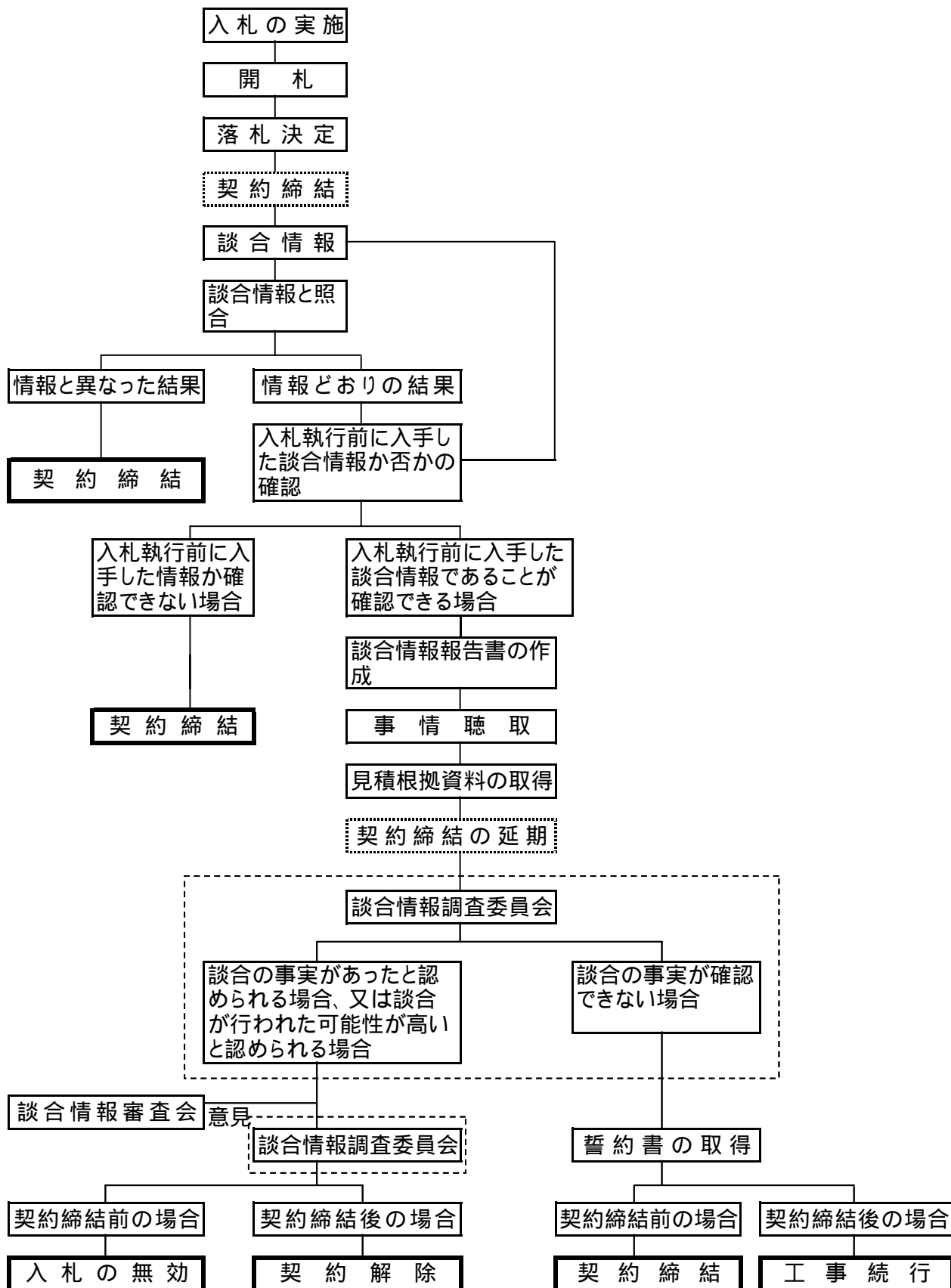
談合情報対応フロー図 1

【入札執行前に、対象工事等名、落札予定業者名、落札予定金額のすべてが明らかな談合情報があった場合（第6条第2項第1号に該当）】



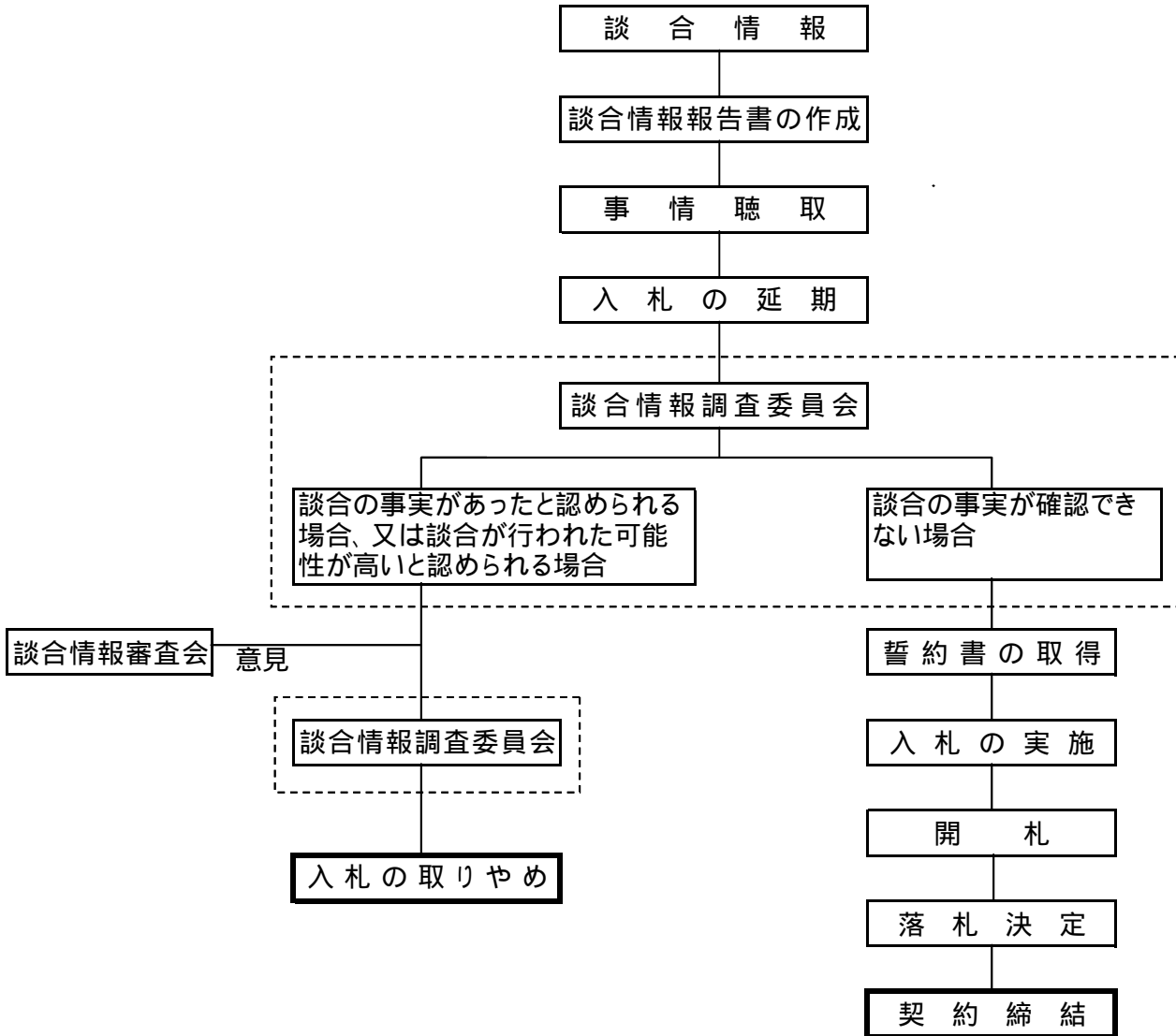
談合情報対応フロー図 2

【入札執行後に、対象工事等名、落札予定業者名、落札予定金額のすべてが入札結果と一致する談合情報があり、かつ、当該情報を入札執行前に入手していたことが明らかな場合（第6条第2項第2号に該当）】



談合情報対応フロー図 3

【入札執行前に、第6条第1項第5号又は同項第6号に規定される事項が明らかな談合情報があった場合(詳細なメモ、録音テープ、写真等の客観的な物的証拠が存在する場合等)(第6条第2項第3号に該当)】



談合情報対応フロー図 4

【入札執行後に、第6条第1項第5号又は同項第6号に規定される事項が明らかな談合情報があった場合(詳細なメモ、録音テープ、写真等の客観的な物的証拠が存在する場合等)(第6条第2項第3号に該当)】

